

1. 議事日程第2号

(平成21年第3回大口町議会定例会)

平成21年3月9日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	教 育 長	長屋 孝成
政策調整室長 兼 総務部長	森 進	政策調整室兼 参事兼 政策調整課長	大森 滋
総務部参事 兼 情報課長	小島 幹久	健康福祉部長 兼 保険年金課長	水野 正利
健康福祉部 参事兼 地域振興課長	星野 健一	健康福祉部 参事兼 総務部生活課長	村田 貞俊
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
環境建設部 参事	松浦 文雄	教 育 部 長	三輪 恒久

教育部参事	野田敏秋	教育部参事	鈴木一夫
行政課長	前田正徳	企画財政課長	掛布賢治
税務課長	河合俊英	福祉課長兼 こども課長	馬場輝彦
児童館長	稲垣朝子	健康課長	吉田治則
建設課長	鵜飼嗣孝	都市開発課長	野田透
下水道課長	江口利光	監査委員 事務局長	近藤勝重
学校教育課長	近藤孝文	生涯学習課長	近藤定昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局 次長	佐藤幹広
--------	-----	-------------	------

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

開会前ですが、総務部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） おはようございます。

訂正をお願いいたしたいと思います。

まず、議案とともに提出をいたしました資料の訂正でございます。

2月25日の議会全員協議会の際に、21年度当初予算の概要を説明するときに使用しました平成21年度歳入歳出予算の概要のうち、一般会計の新規事業等の一覧表であります。9ページ、それぞれの所管課ごとの事務事業について一覧になっておりますが、このうち一番下の7番目、農業費、農業振興費、農業公園構想事業のうち、B D F 関連72万5,000円が環境課の所管になっておりますが、これが建設部建設農政課に訂正をお願いしたいと思います。農業公園構想のうち、B D F 関連、環境課になっておりますが、建設部建設農政課に訂正をお願いしたいと思います。

それからもう1点であります。21年度当初予算に関する予算に関する説明書であります。

49ページ、財産管理費、右側の説明欄の中に、13.委託料、そして2として清掃委託料がありますが、そのうちの4番、浄化槽と記載をしておりますが、この「浄化槽」が「受水槽」の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。49ページ、13.委託料、2.清掃委託料、4.浄化槽の「浄化槽」を「受水槽」に訂正をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） それでは、会議を始めます。

ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（吉田正輝君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号 組織機構改革に伴う関係条例の整理について、質疑に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) ここでは、公民館分館という名前がなくなるようでありますけれども、なくなることによって、どういうことになるのかお教えてください。

議長(吉田正輝君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(近藤定昭君) 吉田正議員の方から、公民館分館活動についての御質問というふうに承りましたけれども、公民館活動につきましては、21年度につきましても生涯学習課の方で管轄して、よく言います出前講座的な形で、各学習等共同施設ですね、こちらの方に行って講座を開いていくという形になっております。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) ですから、学共の方が公民館分館というのと兼ねているわけですね。さつきヶ丘の場合は集会所ということですが、公民館分館がなくなるというのは、一体どういう意味になるのでしょうか。どういうことになるのでしょうか。その位置づけですね、学共等の。

議長(吉田正輝君) 行政課長。

行政課長(前田正徳君) 公民館分館につきましては、社会教育法で定められた施設ということで、教育委員会の生涯学習課が今まで管理をしておるところであります。この機構改革によりまして、事務事業も見直しをされ、4月からは町民安全課の方でこの学共施設等を管理することとなります。町長部局の方で管理することになりますので、教育委員会にかかわる社会教育法の適用がなくなりますので、これを本来の名称、さつきヶ丘集会場、あるいは中小口コミュニティセンター、そういった名称で、条例にありますように、地域自治推進の拠点施設というような位置づけで管理していきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） たしか町民体育大会とか、ああいうので、各地域ごとのリレーをやる場合、分館対抗リレーという名前を使っていましたよね。ですから、それなりに地域の中で、公民館分館というものの位置づけというのは、きちっとしたものとして私はあったのではないかなあというふうに思うんですね、そういう行事を見るにつけ。それで、今のリレーが一番体育大会でも盛り上がる場所ですね。そういうのを見るにつけ、この公民館分館という名前がなくなることによって、例えば地域のコミュニティー力といいますか、そういうものが弱まるようなことがあってはならないというふうに思うんですね。例えば、公民館というのは、社会教育法の中での位置づけだという御説明であったわけですが、例えば、公民館には公民館主事を置くということになっていますよね。だから、分館ということですので、分館という位置づけだから、そこに常時そういう人はいなくてもいいのかもわかりませんが、しかし、少なくとも地域での社会教育についてのさまざまな行事等々を、こうした公民館分館というような形でこれまでも行ってきたわけですので、そうしたものの自体が公民館分館という名前がなくなることによって壊れてしまえば、これは意味がないどころか、大変取り返しのつかないようなことになりかねないというふうに思うんですね。だから、単に名前だけが変わるということではなくて、今後、地域でのさまざまな社会教育的な取り組み自体が、教育委員会からの関与等々も薄れていく、そういう可能性も私はこの中に秘めているのではないかなあというふうに思うんです。だから、そういう意味で、非常に私は危惧するんですね。新しく、これからそういったものとは別のものをこれから立ち上げていくという御説明があったわけではないものですから、余計危惧するんです。だから、そういうことをもし考えてみえるようであれば、ちょっと御説明をいただきたいなというふうに思います。なければ、別に今後検討しなくても何でも結構なんですけど、以上です。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 条例にもありますように、先ほども申し上げましたが、地域自治推進の拠点施設というような位置づけで公民館分館という名称はなくなるわけですが、地域の施設として、住民の方がそこに集まって、従来どおり、あるいはそれ以上にいろんな活動をやっていただけるように私どもも支援していきたいと、そのように考えております。

今現在、生涯学習課の方で協働事業というようなことを行っておりますが、そういったことについても、今後も分館活動の協働事業ではなくて、地域自治推進協働事業というような名称にはなりません、内容は今までのものをより多くの行政区に進めていきたいと、そのように考えております。あるいは、防災の面でも拠点施設として地元の皆さんが活動の場となるような、そんな施設にしていきたい。私どもも、地元の方を支援していきたいと、そのように考え

ております。今後の課題等として、我々も勉強しがてら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 公民館分館という位置づけで生涯学習の場という位置づけがあったわけですね。生涯学習課でよく検討されて、公民館分館としての機能を発揮するために、それぞれ区の役員任せではなくて、数年間継続をして管理運営に当たる運営委員会等を設置して、そして公民館分館機能をそれぞれ十分に発揮できるように、そのための助成制度も細かに規定をして、それぞれ区長会などを通じて公民館分館活動の積極的な役割を発揮していただきたいということで、区長会などで要請をされておられるわけです。生涯学習の場という位置づけは変わらないというふうに思うんです。そういう意味では、生涯学習課と行政課の協働による運営がしっかり行われるように位置づけていただきたいというふうに思うわけでありますけれども、そういう位置づけで今後ともやっていただけるのかどうなのか。

それから、学共施設という名称と、拠点施設という名称の二つを使い分けるということでありますけれども、拠点施設でない学共施設というのは竹田と二ツ屋の学共、これは拠点施設ではありませんよということで区分けをするわけです。この意味は、どういうふうに受けとめたいのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 公民館分館の名称は取れますけれども、最初に生涯学習課長が申しとおりましたように、拠点施設においても生涯学習の講座等が開催されたり、あるいは地元の方の事業について支援されていくと。そういった事業はやれると聞いておりますし、そういったことで、施設を管理する新しい町民安全課と生涯学習課の連携は必要であるかと、私もそのように認識しております。

拠点施設に竹田学共と二ツ屋学共が含まれないことにつきましては、従来も公民館分館の指定はありませんでした。各区に拠点施設は1カ所だよというような位置づけで取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 拠点施設でない学共施設も、その維持管理、あるいは修繕、建てかえ等については、拠点施設と同等の扱いをするんだらうと、今までやってきましたので、と思いますが、だとすると、拠点施設である学共と拠点施設でない学共は、町の方の取り扱いはどうい

う差があるんですか。何か差があるんですか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 二つの学共につきましては、町の施設であり、町が管理してまいります。そこで、学共施設と拠点施設の違いではありますが、2ページの表の下にありますように、拠点施設に類似する施設ということで、運営相談に関しては、この条例の規定を準用するというので、扱いは拠点施設に準ずるということですので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 先ほど、吉田議員が質問の中で述べましたけれども、今後の町民運動会における分館別競争、これは分館別という旗まで持っているわけですけど、それはどうするんですか、今度。定着しているわけですね、分館別ということで。それを、今度各区対抗とかとってやるんですか。それぞれさつきヶ丘区の旗を新たにつくるとか、垣田区の旗を新たにつくるとかというようなことになっちゃうんですか。

議長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（近藤定昭君） 田中議員の、町民体育祭の中での分館別リレーというようなお話でございます。

これにつきましては、御案内のとおり、毎年区長会長さんを代表といたしまして、実行委員会を設けていただいて、その中で種目といたしますが、行事を設定していただくわけでございます。今お話がありましたように、確かに公民館分館という名前自体が冠でなくなるわけですが、それについて、そういった議題を上げまして、平成21年度の町民体育祭についてはどういうふうな名称でいくのか、従来のままでこだわることなく分館を使うのか、今お話があったようなことでの区別対抗とか、そういうようなお話になるかわかりませんが、これは今後の課題というふうなことでとらえていきたいと思っております。

今お話にありますように、公民館分館活動自体が戦後の青年団、それから婦人会等の活動の場というようなことでの出発から現在に至ってきたというような経緯もございまして、そういった各地区での対抗というようなことも、そんな中から分館という名前が表に出てきていると思います。戦後60年たった今現在の時点で、そういった時代の流れが変わって、今お話があるようなコミュニティー活動というのが主体になってきております。そんな中での位置づけ等も考えながら、名称等も考えていきたいというふうに私の方では思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第7号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第8号 大口町個人情報保護条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第9号 大口町町立学校設置条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 来年の4月1日から住所を変えますということ、今からやらないと間に合わないわけではないと思いますが、まだ新生北小学校の国庫補助については、既設の校舎の耐震補強についての補助の確定がまだされていないというような説明を全協でも受けております。しかし、これは教育課長いわく、絶対間に合わせるように努力しますということですが、いろんな状況が想定されるわけで、例えば夏休みが終わった9月1日に開校とかというような事態が全然予測されないならいいですけども、そういう可能性もあるのであれば、早くからそういう可能性もあるということを前提にして取り組めばいいと思うんです。何も4月1日開校に是が非でも間に合わさなければならないというわけではありませんので、そこら辺のことも含めて、なぜこんなに早く4月1日に規定して、4月1日が守られなければ、教育部長や教育課長の責任が問われるとか、そんなことはやりたくありませんので、十分に余裕を持ってきちんと国庫補助なども確定をして、4月1日に十分間に合うんだと、100%間違いありませんということがきちんと確信を持てる時期にこういう条例を提案していただければいいんじゃないかなあと、要らぬ心配かもわかりませんが、そんなふうには思うんですが、どうでしょうか。

議長(吉田正輝君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

大口北部中学校の学校用地につきましては、児童・生徒急増市町村ということに大口町が指定されまして、昭和58年度、59年度に学校用地購入のための補助金をいただいております。今回、大口北部中学校を大口北小学校に、中学校以外に使用するに際して、財産処分の承認申請が必要となってきます。その財産処分の承認申請の裏づけ材料として設置条例が必要ということで、今回御提示させていただきました。御心配をさせていただく、4月開校、9月開校、いろいろ案はあるかと思いますが、とりあえず学校教育課といたしましては4月1日開校に向けて進んでおりますので、応援の方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第9号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第10号 大口町介護保険介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例の制定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、この処遇改善というのは、一体どういうことなんでしょうか。

それから、介護保険特別会計には、この基金以外にもう一つ基金があると思うんですけども、その基金の使い道なんですけれども、例えば保険料の上昇を抑制するためには使えないのか、どうなのか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 議案第10号で御質問をいただきました。

まず、処遇改善とは何かということでありまして、今回、各施設等々で働いてみえる方の処遇の改善という意味で処遇改善という言葉を使っております。具体的には、その人方の報酬等の改定ということでありまして、平均としては3%ということ、18年度の改正のときにはマイナスの0.5%という改正率でありました。今回は全国平均では3%ということ、処遇の改善を行っておるということでありまして。

それから、2点目の御質問ですけれども、今回上程をさせていただきました第10号は、処遇改善のための臨時特例交付金ということで、国の方から、3年間にわたって使う分だということ、来ております。そのほかに御質問があった基金につきましては、今回の22年からの3年間にわたっての単価を決めるために、基金の積み立てがしてありまして、もちろんその基金は取り崩した上で今回の単価の算定をしております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 処遇改善というのは、要するに報酬の引き上げなんだという御説明ですけれども、例えば大口町の外郭団体で、社会福祉協議会というのがありますね。そこにヘルパーさんも働いてみえると思うんですけども、そういった方々の処遇改善も当然行われるわけですね。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） そのようになるということでございます。例えばです

けれども、ヘルパーの報酬の単価の引き上げということで、身体介護30分未満につきましては、1回当たり231単位のものが254単位、30分以上1時間未満については、208から229単位というような値上げがされるということでございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) それは、施設の側に入る報酬単価を言っているだけなんですね。要するに、働いている人たちの処遇改善をするというのがこの本当の趣旨じゃないんですか。だから、働いている人たちの賃金が上がらなかったら、これは意味がないんですよ。違いますか。だから、今聞いたんですけれども、例えば社会福祉協議会にはヘルパーさんが見えになりますよね。介護保険のサービスで介護保険の事業も社会福祉協議会で行ってみえるわけですけれども、そこで働いておる人たちの賃金は3%上がるんですか。上がらないんですか。ちょっとそこをお聞かせください。

議長(吉田正輝君) 福祉課長。

福祉課長兼こども課長(馬場輝彦君) 実際に施設で働いてみえる方の単価が3%上がるのか、はたまた違うパーセントで上がるかというのは、大口町が指定をして、どここの施設について、おたくの会社では上げてくださいというものではありませんので、必ずしも3%が上がるかどうかというのは別の話であります。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) これをもって、議案第10号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第11号 大口町介護保険条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 私は、この介護保険の条例案を見せていただいて、8段階、実質9段階になるということで、ちょっと読者ニュースにも書かせてもらったわけですけれども、要するに、この時期だからこそ問題だなあと思うのが、確定申告のやり方です。これは非常に問題だと思います。所得税がかからない人は、あなたはもう所得税かからんから申告せんでもいいですよというふうに、大体のところで言われてしまうんです。税務署の方の相談会場に行っても同じなんですよ。ところが、よく見るとわかるんですけれども、町民税が非課税であるということ、それから合計所得金額が80万円以上なのか以下なのかという問題ですね。これは、きちんと申告をやらないと、はっきり確定しないんですよ、現実の話は。だから、そういう意味で

は、すべての65歳以上の人は、年金のある人もない人も含めてですけれども、申告をやらんことには確定できないんですよ、現実には。だから、例えば申告をやらないがために、例えば奥さんを扶養家族に入れたりだとか、そういうことをしないがために、所得税はかからんけれども、住民税はかかってしまうと、こういう人が往々にしてあるんですよ。私の近所の人でもそういう人がありました。申告をすることによって住民税が非課税になる、こういうことなんです。だから、今税金の確定申告が行われておるわけですけれども、私は、この介護保険一つとらえても、確定申告の重要性が非常にあるなあということを感じるんです。だから、介護保険については福祉課が担当になって掛けておるわけですけれども、しかし、税務課にも御協力を願わないと、正確な介護保険料の算定はできないということになるんです。だから、そういう意味では、町としてはきちんとそこら辺のところはお互いに連絡をとり合って、協調して事に当たらなければならないというふうに思いますよ。これは、介護保険だけじゃなくて、実は国民健康保険だとか、それから後期高齢者医療の保険料、こういうのも、住民税が課税なのか、非課税かによって、保険料が違いますからね。だから、そういう意味では、正確な保険料を算定するために、確定申告、もしくは住民税の申告というのがあるんですね。税務課へ行きますと、大口町の町県民税の申告書というのがあるんです。これがまた物すごい細かい字で、とても年寄りが見えるような申告書じゃないですよ、これは。本当に私から見たら不親切きわまりない申告書ですけれども、そういった申告もぜひやるように指導する、そういうことが町としては必要なんじゃないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 議案第11号について御質問をいただきました。

今の吉田正議員の御質問は、実は一般質問でもいただいておりますので、ここで全部答えていいのかどうか、ちょっと迷っておりますけれども、かいつまんで介護保険のことだけについてお答えをさせていただきますと、おっしゃるとおり、住民税申告をやっていない方については、やるかやらないかによって差が出るということになります。ただ、介護保険につきましては、旧の3段階にしても、今回の3段階にしても、3段階になった方については、そういう可能性もあるだろうということで、1枚お知らせを入れております。住民税の申告をやることによって、ひょっとしたら変わることがありますので、やられたらどうですかという御案内が介護保険については入れてありますので、カバーができておるかなというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 多分、私は一般質問は項目が多過ぎて90分で終わらんものですから、一つでも済ませておけると本当にいいなあというのは思っておるわけですけれども、介護保険は

そういうことをやってみえるというお話なんですけれども、例えば住民税の申告書というのは、非常に字の細かい代物です。とてもお年寄りの方が見て、自分で書けと言われても、書けるような様式ではないというふうに思うんですね。本当に、私も自主計算会というのもやらせてもらって、そのときにその方に書いてもらったんですけども、本当に大変でした。書いてもらうのに、何が書いてあるのか説明しないと書けませんからね、住所と名前すらも。ですから、住民税の申告書もやっていただけるようにもっと周知するとともに、申告書そのものも、高齢者に方々に対しても、ちゃんとできる申告書をつくっていただきたいというふうに思います。関連をお願いをしておきます。よろしく申し上げます。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第11号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第12号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私は委員長ですので、委員会では質問ができませんので質問しておきますけれども、特定世帯というのは何かということを質問しておきたいと思います。

例えば、連れ合いの一方が後期高齢者医療に該当していて、あと残った世帯の方が特定世帯なんだという説明が本会議の質疑の中でもあったわけですけども、ということはどういうことを指すのかということなんですけれども、例えば2人世帯で、2人が世帯の構成員であって、そのうちの一方が後期高齢者になって、1人残ってみえる人が国保に加入している世帯が特定世帯なんだと、そういうふうで理解すればいいのか、それとも、例えば家族4人、5人おって、その中のうちの1人が後期高齢者医療の方に行ってしまったんだけど、しかし、あとの残った3人、4人の国保の加入者がお見えになりますよね。そういう場合でも特定世帯というふうに考えていいのか、ちょっと本会議の質疑の中では、特定世帯についての定義がちょっとよく理解できなかったものですから、その点についてお伺いをしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 特定世帯の定義の関係かと思います。

これにつきましては、提案説明の折に少し触れさせていただきましたが、簡単に申し上げますと、19年度現在で国保加入者が2人見えた。それで、20年の4月を迎えて、後期高齢の方に1人が、だんなさんならだんなさんが後期高齢に行かれた。奥さんが国保に残ると。そうい

った世帯のことを特定世帯と、ですから、複数の方が国保に残られた場合については、これは特定世帯ではないということで御認識をお願いします。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) そうすると、例えば息子さん夫婦も一緒に同居してみえて、国保に加入しておられるような場合だと、平等割については軽減にならないということになりますね。平等割が軽減にならないわけですけども、しかし国保は国保で平等割をまともに払わなければならない。後期高齢者医療の方は後期高齢者医療の方で、また別に払わなければならないということですので、どっちにしても世帯全体で見ると、大きく負担がふえてしまうんじゃないかなあというふうに思うんですね。あとは均等割の違いで、家族の人数によって均等割で違いは出てくるかもしれんけれども、例えば均等割を除いて、所得や資産やなんかは同じだと、3人世帯でも4人世帯でも。2人世帯でも一緒だというふうで考えて、そういうふうで比較した場合、これは高齢者夫婦だけの世帯の方が、2人だけの世帯の方だけが安くなると、軽減が受けられるというのは、ちょっと腑に落ちないんですけども。平等割と書いてあるもので、どうして平等なんだろうと思うんですけども、ちっとも平等じゃじゃないかと私は思うんですけども。夫婦2人世帯で、1人が後期高齢者に行った、1人だけ残ったところが特定世帯ということで軽減が受けられる。どうしてこういうことになるんですか。私は、同じ世帯の中から後期高齢者に行っちゃった場合は、すべてこういう軽減があってもいいようなふうに思うんですけども、どうしてこういうことになっているんでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長 (水野正利君) 20年4月から、75歳以上の方につきましては後期高齢者医療の方に移行されたわけですが、こうした方につきましては、特定同一世帯所属者というような定義で呼んでおります。今、御夫婦の例が話に上がっておりますけど、例えば、奥さんが他界されて見えないと、おじいちゃんが見えて、お孫さんと二人で国保に入って見えた。ですから、おじいちゃんが後期高齢者に行って、お孫さんが残ったという場合は、お孫さんが国保1人になりますね。そういったケースも特定世帯ということなので、夫婦だけではありませんので。

それともう1点は、特定世帯について均等割を2分の1にしますよというのは、2人というのが一つのみそなんです。ですから、1人後期高齢者に行かれて、1人しか国保に残らないと、にもかかわらず同じように世帯割をかけては不公平じゃないかということで2分の1にするというふうです。

議長 (吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) これをもって、議案第12号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第13号 大口市国民健康保険条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) ちょっと通告してなかったかもしれないですけども、要するに、里親ですね、これに出てくるケースというのは、例えば、子供さんを預かってみえる世帯の中で里親世帯が国保の場合、このケースになってくると思うんですけども、そうすると、例えばその世帯の中には、保険証を持たない子供さんが存在することになるわけですね。よく、例えば修学旅行だとか、遠足だとか、そういうことになると、保険証を持ってこいという話になりますよね。そうすると、こういうお子さんというのは、保険証を持っていきたくても持ってこれないですよね。こういうことというのは、別に何も問題ないんでしょうか。私は、ほかの子は持ってこれて、私はないから持ってこれないということになるんじゃないかなという気がするんですけども、何か保険証にかわるようなものがあるんでしょうか。

議長(吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長(水野正利君) 国民健康保険での医療給付という形じゃなくて、県の方で面倒見ますよということになりますので、当然、当該児については保険証が渡らないということでございますけど、細かい内容の話でしたので、今私の手元にはどういったものが渡るかは確認しておりませんが、当然修学旅行に行かれる場合につきましては、何かそういった形での保険証にかわるようなものが学校の方に提出されるというふうには自分では推察しております。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) これをもって、議案第13号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第14号 平成20年度大口市一般会計補正予算(第7号)の質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 財政調整基金の積み立てが4億2,000万円、この基金の残高は幾らになるんでしょうか。

それから、替地地区の国土調査事業についてですけども、年度内にはまだ終わらないよう

なことになっているようですけれども、それでも、字の区域の設定というのは、この後の議案の中に出てくるわけですが、できちゃうんでしょうか。ちょっとわかりませんので教えてください。

それからBDFですね。これも通告しておきましたけれども、たしか2月だか3月だかの広報に、BDF、要するに排食油で燃料をつくったものだから、これも使用できますので取りに来てくださいというような広報があったようにお見受けしたわけですが、この燃料を使って、機械は本当に大丈夫なのか、どうなのか。要するに、機械のメーカーの方には、この燃料を使用してよいというふうに確認はされたんでしょうか。ちょっとその点、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから28ページですけれども、障害者自立支援サービス支援事業ですけれども、全体で見ると、減額の1,943万円ということになっているわけですが、これは今年度サービスの利用料が予算と比べて達成できていない。要するに、それだけ利用される方がなかったということなのか、どういうことなのか。また、利用料というのは大体どのくらいまで利用してみえるのか、ちょっとそこら辺の概要をお教えいただきたいというふうに思います。

それから、がん検診ですけれども、これが30ページにあるわけですが、これも減額の234万円ということで、新年度の予算も減額になっているようですけれども、利用者が減少しているということだろうと思うんですけれども、これはやっぱり有料化によって減少しているんじゃないかなあというふうに思いますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

それから38ページですけれども、県操法大会、これは非常備消防費になるわけですが、これは72万7,000円という減額であるわけですが、私は、この県操法大会のように、例えばスポーツ団体や文化団体、こうした団体等にも手厚い助成が必要なんじゃないかなあというふうに思うんですね。県操法大会に出場するために、本当に厳しい訓練を受けてみえる。それもよく理解できます。お金もそのようにきちっと町も助成をしておるわけですが、しかし、県操法大会ぐらい、ほかのさまざまなスポーツや文化団体に助成が行われれば、もっと大口町はまちづくりも非常に進むのではないかなあというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがにお考えでしょうか。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 吉田正議員から、財政調整基金についての御質問をいただきました。

残高が幾らになるかという御質問でございますけれども、19年度末の数字が、決算書で3月31日現在の数字が載せてございますけれども、この時点で19億381万5,000円、端数が1,000円狂っているのかもしれませんが、ございました。その後、4月23日に取り崩し、5月27

日に積み立てということで行ってまいりまして、5月31日現在の数字が18億2,519万2,000円ございます。その後、今年度中に余剰金等が出てきた分としまして、今回の補正も含めまして8億4,905万3,000円、それから利子等で524万3,000円、これらを含めまして、実際には積み立てがまだ完了しておりませんが、今年度末の数字で26億7,948万9,000円になるかと考えております。以上です。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

28ページの障がい者自立支援事業で1,900万円ほど減額になっておるがというお話でございます。

内容的に一番多いのは、扶助費の中でも自立支援医療の給付金が1,000万減額をさせていただいております。この医療費の給付金につきましては、例年ふえたり減ったりということがあります。例えば、心臓の手術やなんかを1回するということになると、1人で500万円というような金額がございます。ですので、当初予算を組むときの精査ということもあるんですけども、今回、3月末の議会を迎えるに当たって、1,000万ほどは減額してもいけるだろうということで、これでも細かい話、1人分は残してあるというような予算編成をやっておりますので、精査をした結果、この減額だというふうに御理解をいただきたいと思っております。

なお、今現在ということでしたけれども、18年度と19年度の比較も、主要施策を見る限りでは金額としても340万円、前年に比べて減っている。逆に人数はふえているということで、項目によって、人数によってということがありますので、御理解がいただきたいというふうに思います。

議長（吉田正輝君） 健康課長。

健康課長（吉田治則君） それでは、30ページのがん検診の委託料で、人数が減っているんじゃないかという質問でございます。

全体を眺めますと、確かに減少傾向にはあります。これの原因の一つとしては、20年度から始まりました特定健診、特定保健指導が国保の保険者に義務づけをされたというようなものが原因の一つであろうかと思っております。今後も、がん検診につきましては、まだまだ死因がトップであるということから、がんの恐ろしさというものの啓発をしていきたいというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 吉田正議員より御質問いただきましたBDFの件に関しましては、この14号には関連していないと思っておりますけれども、この場でBDFの関係をお答えさせていただきます。

メーカーの保証がとれたかという確認でございますが、昨年から、このBDFに関しまして実施をしております耕運機、トラクター、それからハウス用のボイラーをさせていただいております。トラクター、耕運機につきましては、町内の農機具販売業者と立ち会いさせていただきまして実施を続けておりますが、問題ないだろうと。若干心配でしたので、メーカー側へサンプルを出させていただき、メーカー内で分析していただいたんですが、問題ないだろうという返事まではいただいております。ただし、メーカーから必ず大丈夫だというお墨付きの証明書まではとれない状況になっております。なお、ボイラーにつきましては、当然立ち会いさせていただきまして、使用サンプルを分析させていただきましたが、これは問題ないという分析結果表まではいただいております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 県操法大会の質問をいただきました。幾ら使っているのかということで、当初予算では、11月からの訓練開始を見込んでおりました。それが扶桑町との協議によりまして、21年、22年と2年交代ということで、21、22が大口町、23、24が扶桑町というように出場の機会を変えましたので、それで、20年度につきましては2年連続ということでありまして、11月からの訓練開始予定をおくられたことによりまして訓練の手当の減額であります。当初129万円を予定しておりましたが、今回72万7,000円を減額として56万3,000円の額で執行してまいります。

もう一つ、スポーツ、文化団体にも手厚い助成はというような質問をいただきましたが、県操法大会につきましては、団員間の士気、あるいは規律の高揚と、あるいはチームワークの醸成といえますか、そんなようなことを目的としておるわけでございます。スポーツ、文化団体、これも競う種別のものについては検討してもいいんじゃないかと思っております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 県操法大会の出場に係る補正減に関連しまして、今行政課長が一部お答えをしましたが、基本的に、それぞれの分野において、まちづくり、あるいは町のためということで御努力をいただいておりますというようなことは認識をいたしておりますが、消防団とは、文化あるいはスポーツの各種団体等につきましては根本的に違うというふうに認識しております。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 吉田正さんの方から国土調査委託の関係で御質問いただきました。

国土調査事業、替地地区が年度内に終わらなくても字の区域は変更できるのかという御質問でございますが、字の区域の設定については、地方自治法第260条に基づいて行うものでござ

います。議会の議決が必要だということで、今回議案を上げさせていただいておりますが、国土調査とは別の議決でございます。必ずしも国土調査と一緒にこういったことが必要かというものではございませんが、大口町の場合は国土調査事業とあわせて行うということで、議決を賜りたいということでございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 国土調査事業と字の区域の設定については、大口町の場合は大体一緒に、ほぼ同じような形で行われているものですから、それが繰越明許だとか、そういう形で一方では出てくる。一方では字の区域の設定をやってくださいという条例が出てくるわけですので、ちょっと理解ができなかったわけですが、いずれにしても地域の人たちの御協力等々もあって、そういう中で進めていかないか事業ですので、慎重に行われてみえるだろうというふうに思うんですけれども、ぜひそうしたことで慎重に行っていただきたいというふうに思います。

それから、BDFについては、広報にたまたま載っておったものですから、補正予算の中でお尋ねしたということなんですけれども、メーカーの方に伺ってみると、太鼓判は押せないよと。というのは、BDFを使用して使うようにはもともとつくっていないからと、そういうことなんだそうです、よく聞いてみると。だから、燃料がどうこうという以前の問題で、BDFそのものを使って機械を動かすということ、もともと機械をつくる段階で想定していないから、絶対間違いありませんとは言えないんですということなんです。私は、だからそういう認識なわけです。ですから、今後ともこの燃料を使って本当に大丈夫なのかどうなのかということも含めて、まだ検証も必要なのか、それともメーカーの方にまた問い合わせさせていただいて、メーカーの方でもそういった燃料が使える機械といいますか、そういうものもつくっていただかないと、こういうものが利用されにくいものになってしまいますので、そうした要請等もメーカーにすべきじゃないかなというふうに思うんですね。特に、愛知県の場合はディーゼル規制があるものですから、大体普通考えるのはトラックなんですね。例えば、不燃物だとか、可燃物の収集車にこのBDFを使って、それで走ってもらおうというようなことだとか、そういうことがよくあちこちの自治体でもあるわけですが、そういうこともできるのか、できるのか、私はわかりませんが、いろんな形でこのBDFの活用というのが、もうちょっと広がりをつくっていかなくちゃいけないものですから、そういう意味では、さっきも言ったように、メーカーにもこういうものを使って大丈夫だというような製品をつくってほしいという声を上げていかないことには、幾ら自治体の中で行政や住民の人たち、いろんな人たちの協力でこういうものをつくったとしても、それが循環していきづらいようなことになってしま

いますからね。ですから、ぜひそうしたこともどんどん自治体としても要請をしていただきたいというふうに思います。

それから、消防団という団体とスポーツや文化団体とは違うんだと、そういう認識なんだということですがけれども、そういう認識はそういう認識で私は結構だと思います。しかし、いろいろスポーツ団体や文化団体等々聞いてみますと、町からの助成についての不満の声というか、そういう声も私はあちこちで聞くところです。例えば最近ですと、子ども会の方からは、加入者の保険、子供たちに掛ける保険、それも今までだったら町の方で助成していただいたけれども、それがなくなったものだから、4月に今までだったら子ども会に入るかどうかという声かけをしていたけれども、しかし、4月からすぐ新しく子供たちのいろんな行事が始まってしまうものだから、3月中から会費を集めて、保険を掛けて、4月1日に備えなければならない。そういうお話ですよ。子ども会の役員の人たちのお話ですと。いろんな意味で、そういったさまざまな団体の方々から不満の声が出ているように私は思います。そういう意味では、私はそういう団体の育成という点でいけば、もっと手厚い助成は必要ではないかなあというふうに思っています。いま一度御答弁を求めたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 保険につきましては、今回の当初予算を編成する中でも、財政として保険の必要性等について、それぞれ原課の状況を聞く中で予算査定をさせていただいたという経過がございます。今お話がありますスポーツ等の各種団体についての助成につきましては、従来型の助成の仕方ではなくて、その事業の内容、あるいはそれを町民にどのように広く普及させていくのかというような事業実績というんですか、そんなような観点から助成の方法が見直されておるといように承知をいたしております。ですから、それぞれの事業、あるいは団体の趣旨、目的等に沿った形での支援の方法が検討され、あるいは見直しがされておるといふふうに思っております。消防団に限ってというわけではないんですけれども、消防団につきましては、皆さん御承知のように、本来ならば97名の大口町の消防団員という定数がある中で、常日ごろ、町民の生命と財産を守るという目的、それに沿った形での日夜訓練等を重ねておるといふ状況でございますので、そのあたりは、先ほども答弁させていただいたとおり、他の団体とは、まちづくりにかかわるといふ部分での大きなくくりでは同じかもわかりませんが、前段が違うというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 30ページ、保育園運営事業で、臨時保育士の減ということで350万円の減額がございます。この内容を御説明ください。

それから34ページ、土地区画整理事業で、中小口地区の事業計画の認可申請書作成等業務委託料の減103万9,000円でございますが、この申請書ができたんだろうというふうに思いますけれども、その内容と、今後の進捗予定等を御説明いただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 御質問いただきました30ページの児童福祉費、保育園費の賃金の関係であります。減額350万、その内容をということです。

当初予算では6,286万3,000円、35人分ということで、当初で組ませていただいております。3月1日現在、保育士の臨時の方は37名見えます。人数的にはふえておりますけれども、結果としては350万の減額で、年間通してということになりましたので、人によって時間が短い方、長い方も見えます。それから、今年度から休憩用の臨時職員ということで、この方たちは全部補充ができておるといふことでもあります。金額が減ったから保育に支障があったということは聞いておりませんので、よろしく願いをいたします。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 田中議員さんから、34ページの中小口区画整理事業に対する御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、この減額でございますが、中小口区画整理事業の認可申請書作成業務という形で、委託業務を発注いたしました。ここの中には、当然認可申請書作成業務とほかの、この事業を進めるに当たって検討をするに当たり資料等の作成、それから区画整理に精通しております愛知県都市整備協会の方に発注したわけですが、そこにいろいろ指導、それから資料作成とか、そういった業務を含めて発注をいたしました。ところが、中小口の区画整理の認可申請書作成については、お地元の御都合によりまして、とりあえず認可申請書の作成業務は廃止ということで、その分がここに出ております103万9,000円の減額ということで、残りを進めるに当たりましての検討、それから、そういった資料作成等の業務は別にそのまま発注した形になっております。

中小口の状況でございますが、平成16年1月に権利者の意向調査を行いまして、5.8ヘクタールの区域で区画整理を行うというところまでは総会で決定をしていただき、準備委員会を設立して協議を重ねてまいったところでございます。そして、平成17年5月に準備委員会から20名の委員による発起人会に移行していただき、いよいよ組合設立というところに進んできたわけでございますが、やはり狭い5.8ヘクタールの区画整理ということで、資金計画に難しいところがございます。余野の区画整理あたりでございますと、中に都市計画施設、都市計画道路等がございまして、それに対する国の補助がかなりのウエートであったわけでございますが、中小口につきましては、そういった補助の道がないということで、すべて保留地処分金による

資金計画となってまいります。そこで、保留地処分するに当たりまして、処分地の単価設定、それから保留地減歩、そういったものが非常に高率、高額となってしまいまして、資金計画に破綻を来すような状況となってきてしまいました。そこで、発起人会では一応合意がされたわけですが、権利者の同意を得るには非常に難しいという状況に陥りまして、今、町に対して補助金の助成をしていただけないかというような要望書の提出がされるという状況になっております。

今後はどうするかということでございますが、行き詰まった状況ではありますが、何らかの手を打たなければ凍結という形にもなりかねませんので、自助努力は最大限していただく中で、何らかの支援の方法を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 斎藤羽黒線、都市計画決定がされて拡幅されることになっておりますけれども、この都市計画道路の、いわゆる補助金の獲得の道がないという御説明でしたけれども、斎藤羽黒線は、中小口地区区画整理を進めることによって、その部分の拡幅をしたいという答弁が今までもあるわけですが、この斎藤羽黒線の拡幅にかかわる国などからの補助というのは全然ないんですか。区画整理にとってメリットはないんですか。

議長(吉田正輝君) 都市開発課長。

都市開発課長(野田透君) 斎藤羽黒線につきましては、もちろん区画整理のエリアの中に入れることによって、公共施設管理者負担金という名目で、これは県になりますけれども、県の方から負担金という形で資金が入ってまいります。ただし、その管理者負担金というものは、用地代、それから補償費が収入としてあるわけですが、用地代、補償費合わせて、今のところ2億円を超える負担金を見込んでおりますが、補償費がそのうちの1億6,000万ほどで、補償費は当然そこで消えてしまうお金です。組合に残るお金としては、わずか7,000万ほどの用地代という形が残るわけですが、その用地代も当然道にかかる方には、用地を別にあてがわなくちゃいけないということで、実際のところ、組合の自由に使える資金としてはわずかな金額というようなことになってしまいますので、その辺のところは組合の区画整理のエリアに斎藤羽黒線を入れることによって事業の進捗を図れるわけですが、組合にしてみれば、用地代の分しか残ってこないという形でございますので、非常に資金計画としては難しいということになります。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番（田中一成君） 現在の町の区画整理事業に対する補助規定では、資金不足を来してしまうということなんだろうというふうに思いますが、その見直しももちろん行っていかなければ進んでいけないということであれば、それは前向きに検討していただく必要があろうかというふうに思うんですが、余野の区画整理の場合もそうでしたけれども、賄えた資金、これを使い果たしてなくなってしまえば、いろいろとやらなければならないことがあるけれども、例えば、道路の舗装でもやり残して、あとは町の方でお願いしますよと。あるいは公園の整備も、面積確保して粗造成はするけれども、公園としての造成は町の方でお願いしますよというようなことでやっていけばいいんだというようなことで私は聞いておりました、事実、都市公園などは町が移譲を受けた後に整備をするというようなことをやりました。ですから、資金が賄える、あるいは助成金なども含めて賄える範囲内で事業を執行していただいて、道路舗装ができませんよというようなことで、整備が残るんであったら、それは町が引き継いでやるというようなことで町も認めて、なるべく早く執行していただくというようなことは検討されているんだろうと思いますけれども、そこら辺も含めて、町の方も早急にこうした地元の事情に相応した具体策を講じなければ、これができなければいつまでたっても斎藤羽黒線の拡幅もできないし、また交通事故等を防ぐこともできないということで、非常に安心・安全なまちづくり上、大きな支障を来すこととなりますので、これは早急に積極的な検討をしていただく必要があろうかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいですが、どうでしょうか。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 今、田中議員さんから言われました検討につきましては、私どもも進めておるところでございます。しかし、そうした助成をかなりしたとしても、今のこの経済時期、それから土地価格の低下と申しますか、上昇が見込めないというような状況の中で、非常に資金計画を組むのが難しいという状況ではあります。ただ、このままにはしておけませんので、何か方策を考えながら、一日も早くこの中小口の区画整理が成就しますように、いろいろ方策を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） そうしましたら、16ページの環境経済課ですけれども、雑入のところ、商工業の振興資金の保証料返戻金が294万2,000円の追加予算が組んであるかと思いますが、これについての状況を、わかる範囲で結構でございますから、御説明をお願いしたいと思います。

それから32ページでございますが、農業費のところ、単独土地改良工事がありますが、1,100万減額になっております。当初の予算では、3,560万の予算が計上されていたかと思いま

す。約30%の減額となっておりますが、実は、町内にはいろいろな補修箇所があるかと思いますが、その点についてどういうふうにお考えになっておりますか、ちょっとお伺いいたします。

それから、36ページの中段にございますが、都市開発課の件でございますが、民間木造住宅の耐震事業の件です。委託料が約270万減額の状況になっておりますが、これも当初の予算と比較しますと、大幅に減額されちゃっているんですが、どうした事情か、わかる範囲で結構でございますから、お教え願いたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、11時まで休憩いたします。

（午前10時47分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井廣治議員から御質問いただきました資料16ページ、商工費雑入、商工業振興資金保証料返戻金の追加が294万2,000円、この原因ということでございますが、この返戻金につきましては、大口町が商工業の振興資金をお借りいただいた商工業の皆さんに保証料を補助しているものでございます。また、融資を受けられた方が繰り上げ償還ですとか、借りかえをされた場合に、信用保証協会から商工業者の方へ保証料が返還されます。その補助させていただいている分が返戻されたものでございます。なお、これにつきましては、当初200万組ませていただき、294万2,000円と非常に大きな金額を組ませていただいておりますが、この返戻金につきましては、経済状況、それから景気の動向、資金計画等利率の関係、いろんな要因がございます、なかなか年間を通した金額が見込めなく、この金額を補正させていただくものですので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） それでは、資料32ページの建設課の所管となります農業費について、単独土地改良事業（県補助）につきます工事請負費の1,100万の減額でございますが、まだまだほかにも工事があるのに、なぜ減額するかというお問い合わせかと思えますけれども、これは事業名にありますとおり県補助事業でございます、当初予算、平成20年度予算編成すると同時期に、県から補助の調査がございます。そのときお答えしましたのが3,560万ということで、当初予算と合わせて要求したものでございます。このときに予定しておりました工事箇所につきましてはすべて終わり、契約も終わり、確定したことによる数字で減額となったもので

ありまして、仕事を減らしたというわけではございません。やるべきものをやった後の成果ということで減額したものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 酒井議員から35、36ページの民間木造住宅耐震診断改修事業費270万の減額について、御質問いただきました。

まず、この民間木造住宅耐震診断改修事業でございますが、旧建築基準法にもたれた昭和56年5月31日以前の建物についての耐震診断と改修でございます。まず、耐震診断の方の委託料減額90万円につきましては、耐震診断、当初30棟を予定しておりましたが、申し込みが10棟であったために、1棟当たり4万5,000円掛ける20の90万円ということでございます。

また、民間木造住宅耐震改修費でございますが、これは耐震診断を受けられた方の診断結果、判定値が1.0未満のものの改修に当たり、1棟当たり改修費の2分の1、限度額を60万円として補助するものでございますが、当初3棟を予定しておりましたが、申し込みがゼロということで、180万円の減額という内容でございます。

また、この事業につきましては、平成15年より実施をしております、これまでの実績として、20年度を含めると耐震診断は239棟、改修については6棟となっております。ただ、耐震診断の結果、1.0以上、一応安全という建物については、239棟のうち58棟は安全と、約4分の1でございますが、安全という結果となっております。また、相当数の建物については建てかえが行われて、実際壊して建てかえが行われているものと思われまますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第14号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号 平成20年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第17号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第18号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第19号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第20号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終了いたします。

議案第21号 平成21年度大口町一般会計予算の質疑に入ります。

平成21年度大口町一般会計予算書及び予算に関する説明書により順次質疑を進めます。

それでは、平成21年度大口町一般会計予算書及び一般会計の歳入について、一括して質疑を行います。

一般会計の歳入は、款1.町税から款20.町債まで、予算に関する説明書の4ページから31ページまでです。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) まず、この平成21年度の一般会計ですけれども、平成21年度の財政力指数というのはいくつという予測になるのか、ぜひお教えをいただきたいというふうに思います。

それから、4ページの固定資産税についてですけれども、平成20年度は補正予算等々も加えますと、固定資産税の合計が26億5,325万5,000円ということになるわけです。この予算書と多少違うんです。平成21年度の当初予算が23億3,700万円ということですので、その差が3億1,625万5,000円ということになるわけですが、大規模償却資産分ということで、大口町の場合は、県の方にその部分が吸い上げられるといいますが、県の方で課税されるということだそうですね。でも、この大規模償却資産分というのは3億1,600万円ほどでいいのかなのか、ちょっとお教えをいただきたいというふうに思います。

それから、法人税についてお伺いしますが、法人税の超過課税をやっている自治体というのは、愛知県内ではどういった自治体があるのか、ちょっと教えていただきたいのと、あと、どんな目的で行っているのかということと、それから、大口町でもそうしたことも工夫して行くことはできないのかなのか、ちょっとお伺いしておきます。

それから、6ページ、7ページですけれども、地方揮発油譲与税1,630万円というのがありますけれども、これは一体何なのか。ちょっとよくわかりませんので。

それから10ページのところに、延長保育料というのが出てきたり、いろいろの各種使用料とか手数料等々が出てきます。それから、民生費負担金ということで、保育園の運営費保護者負担金、要するに保育料ですね。ここで出てくるわけですけれども、保育園の運営費保護者負担金でまず聞きたいんですけれども、平成21年度については、例えば1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児ということで、それぞれの定員は何人ぐらいの予定をしてみえるのかお教えをいただきたい。

それから、私の身近なところでも、いろんな声を聞くわけですけれども、夫が、パートナーと言っておいた方がいいのかもしれませんが、どちらかということがありますけれども、パートナーの失職などによって、新たに働かなければならないという人も今ふえてきているというふうに思います。そういう意味では、この不況の中で、保育ニーズがさらに高くなってくるんじゃないかなあというふうに思います。

ここで問題になってくるのは、求職活動、例えば職安だとか、求職活動中そういうところへ行く。子供さんを預けられないと就職はできない。先に子供さんが預けられるかどうか、ちゃ

んと確認してほしい、そういうことを言われるわけです。ですから、そういう意味では、求職活動中から、今の大口町の保育園というのは預けられる体制になっているのか、なっていないのか、ちょっとお教ををいただきたいというふうに思います。

それから、延長保育料の利用料ですけれども、前年が補正予算を含めて八百数十万円だったと思うんですけれども、これが500万円になりましたので、320万円ほどの減額になっておるわけですけれども、これは低所得者に対する配慮だとか、そういうものがなされた結果、延長保育料の減額が行われましたけれども、景気の悪いときだからこそ、私はこの延長保育料については、さらに無料に近づけるべきではないかなあというふうに思っておるわけですけれども、町の御見解を伺っておきたいというふうに思います。

それから、町営住宅の使用料というものも出てくるんですけれども、町営住宅の使用料というのは、国土交通省か何かの政令か何か、そういったものによって基準が示されて、各自治体がそうしたもので町営住宅の使用料というものが決まってくるんだらうというふうに思っているわけですけれども、自治体によっては、政省令の改定によって、住宅家賃の値上げを検討されてみえる。そういう自治体もあるように聞いておりますけれども、大口町では、今どういった状況なのでしょう、お教ををいただきたいというふうに思います。

それから、健康文化センターの利用料というのが、この項目ではなくなっているわけですけれども、指定管理者の方に利用料が行ってしまっているものですから、わからないわけですけれども、平成21年度の利用料というのは一体どのくらいの予定なのか、ぜひお教ををいただきたいのと、平成20年度については、その利用料は一体どのくらいだったのか、お教ををいただきたい。

それから、指定管理者になったことによって、町にさまざまな意見等が入りづらくなってきているというふうに私は思うんですけれども、この指定管理者というものが、住民にとって、本当に満足のいくものになっているのかどうなのか。そういうことも検証するに当たって、大切なことであるというふうに思うわけですけれども、町としてはどのように、その点、満足のいくものになっているのかどうなのか、町として考えているのか、お教ををいただきたい。

それから、13ページに保健体育使用料というのがあって、そこの中の行政財産目的外使用料150万円というのがあるんですけれども、ちょっとよくわかりませんので、これは一体どういうものなのか、お教をください。

それから、同じ13ページのところに清掃手数料がありまして、そこに可燃ごみの家庭系の収集手数料ということであるわけですけれども、手数料ですので、あらかじめ前払いをすることによって支払ってある手数料なわけですね、袋を買うことによって。だから、そういう意味では、例えば引っ越しをしたりだとか、そういうことをして、これが要らなくなった場合につい

ては還付されなくちゃいけないと思うんですけども、その還付というのは一体どのように行われるのか。例えば、可燃ごみの収集袋を買った業者のところへ還付の手続に行くのか、それとも役場の方に来て、役場の方でその手続をとるのか、どういうふうに行うのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから15ページのところで、公立学校施設整備費負担金ということで6,725万7,000円、それから安全・安心な学校づくり交付金ということで5,714万2,000円ということで、いずれもこれは国費で負担金や交付金がついておりますが、県の方からは何も補助はないようにお見受けするわけですけども、当然県の方にも学校施設の整備については、学校の先生はたしか県の職員の人だというふうに思うわけですけども、そういった県にもかかわる学校施設を整備していくわけですので、なぜ県が補助しないのか、ちょっと理解できないものですから、私は思うわけですけども、県にも補助するように働きかけは当然してみえると思うんですけども、どういった回答が返ってくるんでしょうか。ちょっとお教えをいただきたいというふうに思います。

それから、これに関連して県の支出金、これを全体として見ますと、昨年と比べても582万円ほどの減額になっているというふうに思います。これは、特に大口町だけが減額されているということではないように私は伺っているところです。例えば、巡回バスの補助金になっている地域振興の補助金、そういう補助金なども昨年に比べると県予算は減額されていますね。それによって、大口町などに配分される予算も減額されているわけですけども、一方で大規模償却資産等々で大口町の税財源が県の方に吸い上げられる、一方で県の支出金が減らされるというのでは、私は勘定が合わないんじゃないかなあというふうに思うんです。そういう意味では、こうした補助金についての増額を当然私は求めていくべきだというふうに思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。これは、17ページから19ページにかけて、例えば子供の医療費の補助金、前年は3,475万円あったものが、21年度は2,500万円に減らされるだとか、介護保険の事業費補助金に至っては、平成20年度は56万6,000円あったものが3万7,000円に大幅に減額です。10分の1以下です。こういうことでは、本当にそれぞれの市町はたまったものではないというふうに思います。大口町においては、特にこうしたものについては増額を求めべきではないかというふうに思います。いかがお考えでしょうか。

それから、21ページのところに県民税の徴収取扱費交付金3,500万円というのがあります。これは、前年度については2,500万円ついていたわけですけども、これが1,000万円ほど増額になっているわけですけども、実際の県民税を徴収するための経費というのは、一体どのくらいかかっているのか、ぜひお教えをいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 吉田正議員から御質問いただきました、まず21年度の財政力についてでございますけれども、予算の概要の1ページを開いていただきますと、20年度の大口町の財政のあらましの中に、20年度の財政力指数が1.74というふうに載せてあるわけですが、財政力というのは、税収の見込みで計算をされるということでございまして、20年度分が19年度から上がっているというのは、19年度の税収等がよかったということで、その結果を反映して1.74となってくるということで、1年おくれでこの数字の上下にあらわれてくるわけですが、じゃあ21年度はどうかということでございますけれども、まだ計算ができておりませんので、どれだけになるかという具体的な数字は申し上げられませんが、20年度の財政状況を見ますと、19年度ほどの景気ということで、法人税の収入が若干落ちておりますけれども、18年度並みの数字になってくるのではないかとすることを想定しますと、1.56あたりにはなるのではないかとというような予測が立てられるかと思えます。

続きまして、地方揮発油譲与税についての御質問でございますけれども、この内容につきましては、21年度の税制改正によりまして、地方道路譲与税というのがございますけれども、これが揮発油譲与税に改正をされるという予定がされています。これは、道路特定財源の一般財源化によりまして変更されるものでございますけれども、一般財源化に伴いまして、道路特定財源ではなく、用途の限定が廃止をされるということで聞いております。この内容については、20年度の3月までに収入されるものが今までどおりの地方道路譲与税で入ってきまして、4月以降に課税されるものについて、地方揮発油譲与税として入ってくるという見込みを立てております。おおむね全体を2,600万円ということで見込んでおりまして、そのうち、地方道路譲与税の分を37%ほど、揮発油譲与税の方が63%、国の予算から案分をいたしましてこのような数字を見込んで出しております。

それから、県支出金、県補助金に全般的な御質問をいただいておりますけれども、全体を見まして582万円の減額になっているということで、全体的な話で、県の予算の説明会等のあらましですと、県の方針としては3割カットをするんだよというような話がございましたけれども、ただ、事業ごとに精査をしまして、実際にはそれほど影響のないような形にするということで聞いております。今年度、予算編成の中で、じゃあ一体どれくらいの影響が出てくるんだということで、担当課の方を通じまして、県の方へ照会等もさせていただいておりますけれども、なかなか細かい返答が返ってきておりませんので、影響額がそれほど今回の予算にはあらわれていないところがございます。ただ、金額が減少している分については、事業量の減という形で数字が減っている部分が多々あるというふうに考えております。

また、もう1点、大規模償却資産で吸い上げられる分があるんだがということでございますけれども、これも県の状況も全国的な景気の後退によりまして、大口町も愛知県も同様な状況

で税収が大幅に減になるということでございまして、大規模で県の方へ課税される分については、何とか今年度、大口町の方で課税ができないかということで申し入れもさせていただきましたけれども、やはり法律で決まっているものということで、聞いておくということで、実際にその分を大口町に返していただくというようなことはできませんでしたが、県税等の収入が大幅に落ち込むということでございますので、大口町にできるだけ影響が少ないような形で、大口町だけということではございませんけれども、なるべくなら、事業全体の中で実績に基づきまして予算を組んでおられるというようなお話も聞いておりますので、比較的、一律3割カットというようなことにはならないのではないかとこのように考えております。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 予算書4ページ、固定資産税の大規模償却資産につきまして御質問いただきました。

大規模償却資産の県の課税分ということで、一般的には、財政力指数が1.60を超えた場合に、その物件が県課税になるということになります。財政力指数1.60を超えましても、一定の算定式によりまして、町の課税限度額が上乘せされるわけですが、平成20年度の財政力指数が1.74と大変高いということがございまして、21年度につきましては、大規模償却資産の基準となります10億800万円、この基準と申しますのは、人口に応じて各事業所の基準が決められているわけなんですが、大口町の場合、10億800万円以上の資産を持つ企業、事業所が大規模償却資産の対象になるわけですが、この10億800万円以上の償却資産のある事業所すべてが県課税の対象となるというふうに思われます。対象事業所としましては、9社ないし10社で、御質問にありましたように、3億円ほどが県課税となると見込んでおります。

続きまして、法人町民税のことで御質問をいただきました。

御承知のように、景気の後退による影響ということで、総額で均等割を含めまして4億4,850万というような予算でございますが、大変大きく落ち込んでおります。そして、御質問でいただきました超過課税のことでございますが、現在、県内で超過課税を行っております団体は14団体でございます。これは20年4月1日現在でのものでございますが、14団体でございます。ほぼ近隣団体がほとんど超過課税を行っておるわけですが、近隣としましては犬山市、江南市、小牧市、それからお隣の扶桑町さん、岩倉市さんが14.7の超過課税ということでございます。この超過課税がどのような目的かということでございますが、地方税法で認められています制限税率が14.7%でございますが、目的としましてはやはり税源の確保ということであろうかと思われます。

それから、21ページの県の交付金での御質問をいただきました。

県民税徴収の交付金につきましては、いわゆる県の交付金条例で決められておまして、納

税義務者数に対して単価が決められたものが交付されます。いろいろとそのほかにも算定式がございますが、おおむねそういった大部分は納税義務者の数に応じた算定になります。その中で、県課税分の経費が実際にはどれくらいかかるかという御質問ではございますが、いわゆる出でいきますと、歳出の徴収費の中の賦課徴収費が、ほぼいろんなデータ処理費だとか、印刷製本費、振り込み手数料等、いろいろなものがかかってまいります。そして、これにつきましても固定資産税、町県民税、それぞれの税ごとにというのもなかなか難しいものがございますので、実際には経費をどのように案分するかということはなかなか難しいと思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） こども課関連で、保育園の運営に関しまして、3点ほど御質問をいただきました。

まず、1点目の定員についてであります。

定員を年齢別で教えてほしいということです。ただ定員といいますのは、各園ごとに定員が決まっております。南が140、中保育園が170、西保育園が200、北保育園が150、定員としては大口町が660名という定員で実施をしています。年齢ごとのものをすべて含んで定員という扱いにしております。なお、年齢ごとにという御質問ですので、2月18日現在で私どもがつかんでおります21年度の新入園児見込み数をお知らせしたいと思います。ゼロ歳児が3人、1歳児が36人、2歳児が57人、年少が160人、年中が163人、年長が162人、合計で581人という当初の予定をしております。

それから、2点目の御質問になります。

求職活動中からも預けられるのかということでありまして、まことに恐縮ですが、後ほどお答えさせていただきます。

それから3点目ですけれども、延長保育料の利用料をさらに無料に近づけるべきではないかということではありますが、御承知のように、いろんな御意見、御議論をいただいて、平成21年度から延長保育料の改定を予定しております。金額の改定のみならず、例えば階層別の免除がございます。また、同一世帯から2人以上の延長保育を利用している場合につきましては、第2子については2分の1、第3子以降については10分の1というような減額措置もございます。21年度からこのように改定をしていくという予定でございますので、またさらにとすることは現在のところは考えていないというのが現状ですので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 資料の10ページ、11ページの町営住宅使用料についての御質問をいただいております。

議員が言われるように、平成21年4月から公営住宅法施行令が一部改正をされまして、それに伴って町営住宅の家賃の見直しをいたしました。この件については、既に入居者の方については通知を差し上げているところでございます。改正の背景でございますが、公営住宅の入居条件や家賃設定の基準となる収入基準額、これが平成8年に世帯収入月額20万円という設定がされて以降、10年以上見直しがされておらず、その間の世帯所得の変化や高齢者世帯の増加等に伴い、収入基準としていた世帯収入月額20万という額は、現在の平均世帯収入と比較すると区分が上がってきたというようなことがございまして、それをもとに家賃設定すると、それ以下の世帯の方の負担が非常に大きくなるというようなことで、住宅困窮者が入居できない状態にあるというようなことで、見直しが行われることとなりました。要するに、20万円以下を細分化いたしまして、収入に見合った家賃設定ができるようになったというふうに考えております。以上であります。

議長（吉田正輝君） 健康課長。

健康課長（吉田治則君） 健康文化センターの管理の関係でございます。

19年度までは生涯学習課の方で健康文化センターの一部が管理されてきましたけれども、指定管理者制度ということで、20年度からは健康課の方で所管するというところであります。その利用料につきましては、20年度決算見込みがきちっと出ていませんけれども、月平均200万円の利用料があるということで、21年度についてもそういう想定をしております。

また、住民の方には意見を聞いているかということでございますけれども、利用者全員には聞いておりませんが、知った方がお見えになったときには、その方に利用の状況等を聞いております。

また、20年の4月からは、研修センター、ほほえみホールとか、各和室とか、部屋の利用につきまして、それまで午前、午後、それと夜間6時から9時までの3時間単位での利用というようなことをしてございましたけれども、これを1時間当たり幾らという形で利用していただくというふうに変更をしております。以上です。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 13ページの可燃ごみの収集手数料について御質問いただきました。ごみ袋の件の御質問であります。原因によって転出をされた方において、還付ができるか。また、その窓口がどこになるかという御質問であります。前も御質問をいただいたと思いますが、還付はする方向で20年度よりさせていただいております。もちろん、環境経済課の窓口へ来ていただければ、転出の事実を確認させていただいて還付をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（近藤定昭君） 12、13ページの保健体育使用料の、特に行政財産目的外使用料150万について御質問いただきました。

これにつきましては、今お話ししましたように、保健体育施設、いわゆる総合運動場、温水プール、それから野球グラウンドといった体育施設についての目的外使用でございます。具体的に申し上げますと、金額の大きいものから順に言いますと、総合運動場の2階でございますけれども、ウィル大口が事務所として使っております。この関係で年間84万円、占用料をとっております。それから、次に大きいのは野球グラウンドの送電線、関電の関係で北側をかすめておるわけでございますけれども、そこに送電線の鉄塔があります。これに対する使用もしております。これにつきましては31万6,500円。次に、温水プールの自販機、1階の受付の後ろにある休息所のものでございますけれども、ここに自販機が入っております。それはウィルの方が管理するわけでございますけれども、こちらの年間の占用料24万2,376円等々。あと細かくなりますけれども、中電の電柱が敷地内に入っているとか、そういうような形の中でトータルいたしますと、おおむね150万円を想定するというものでございます。以上です。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 学校建設について、県費補助がないかどうかという御質問ですけど、ありません。これはなぜかと、推測ですけど、教育環境の整備につきまして、例えば校舎の増築、それから改修事業ですけど、これにつきましては、国が責任を持つてする事業だということであるんじゃないかなと思います。これを県におろしますと、富める県と富めない県がありまして、教育環境がばらばらになるというようなことで、国庫補助のみになっておるかと思われま。

それから、県の支出金が大幅に減ったということで、学校教育課の方から3点ありますので、御報告させていただきます。

一つは、豊かな体験活動推進事業ということで36万円減額されております。それから2点目に、学校教育研究委嘱校委託金ということで9万円、それから3点目ですけど、命を大切にする心をはぐくむ教育推進事業ということで40万円、合計85万円減額されておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今の答弁の中で、私が一番びっくりしたのは、町営住宅の使用料が改定になっているということなんですけれども、入居者には通知をしたということなんですけれども、私は全然知らなかったということで、大変驚いているところです。どういう改定をするのかちょっとわかりませんので、資料を、もうすぐ昼休みに入るわけですけども、午後一でも

結構ですので、ぜひ出していただきたいと要望しておきたいと思います。

それからもう一つは財政力指数、1年おくれでしか出せんものだから、21年度はようわからんということだと思わすけれども、しかし、21年度の財政力指数はじゃあどうなるのかといたら、1.5から1.6ぐらいになるんじゃないかという予測が立つということらしいですけれども、そうすると、さっきの大規模償却資産が県に課税されるというのも、一つの基準としては、1.6を超えると県課税なんだという、一方でそういう御説明がありましたよね。ということは、21年度だけじゃなくて、下手すると22年度も大規模償却資産については県課税だという可能性が、このままいくと出てくるのではないかなあということも心配をするところであります。これも今の答弁を聞いていて、大変驚いたところです。

そういう意味では、学校についての県の校舎に対する補助金もない、それは国が責任を持ってやるんだ、それは当然そういうお答えで結構だと思わすけれども、しかし、あまねく全国どこの自治体でも同じように教育が行えるようにするという点でいけば、富める県、富めない県で差があってはいかん、そういう考えなんでしょうけれども、しかし、町全体として、財政という点で考えた場合、そういった形で大規模償却資産が県の方に課税権が移るということであるのならば、一方で、大口町としては、県の補助金等々もっといただけるようにぜひ頑張っていたいただきたいと思います。課税権までを大口町に返してほしいというのはなかなか通らないということであるのならば、私は補助金だとか、交付金だとか、そのほかの名目でも結構でするので、そういった形で県の方から引っ張っていただく、そういうことも私は必要じゃないかなあというふうに思わすです。子供の医療費の補助金も3,475万円から2,500万円ということですので、1,000万円近く県の補助金を減らされていますね。これも本当にびっくりするところでありますけれども、そういう意味では、大口町は、減額ではなく、せめて前年並みの水準を維持してほしい事業もいっぱいありますので、ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思わす。

町営住宅の使用料については、また資料を見せていただかないと、私も検討のしようがありませんので、ぜひ資料の提出を願いたいというふうに思わす。いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 来年度の財政力指数に絡みまして、県の補助金等の大口町に増額の要求ができないかということでございますけど、大口町だけを特別に追加で補助金を出せるというようなことにはなかなかないかと思わすけれども、ただ、大規模償却資産で県が課税される分があるということでのお話はできるのではないかとということで、できる限り大口町に補助金が増額されるような要請ができれば、機会をとらえましてお話をしてみたいと思っております。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 子供医療補助金につきましても減額というような御質問をいただきましたので、この子供医療につきましても、平成20年度における県の福祉医療制度の見直しということで、年齢を相当引き上げられたわけでございます。こうした中で、21年度に向けての予算作業をしたわけでございますけど、実際には、なかなか実態と見込みがうまく食いつかなかったというようなことで減額をしたということで、県そのものの補助金が減額をされたというものではございませんので、よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 町営住宅の家賃のことにつきましては、入居者にお配りした通知文がございますので、それを配付させていただくということで御了承願いたいと思います。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時49分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） それでは、町営住宅の家賃のことについて、資料をお手元にお配りさせていただきましたので、それについて御説明をさせていただきます。

まず1番、改正の背景です。これは先ほど説明させていただいたように、公営住宅の収入基準が月収20万円という設定でされております。収入分位25%というものが説明書きにあります。その下の方に2番として説明書きがございますが、全国の2人以上世帯を収入の低い順に並べ、収入の低い方から4分の1番目とするということになっておりまして、最近の収入と比較しますと、それが15万8,000円となるという形のものでございます。3番目の改正点と概要でございますが、20万円以下というものが15万8,000円。一般申込者とありますが、この月収以内の方が入居いただけるというようなことでございます。それから、裁量階層対象者と下にございますが、ここは高齢者世帯、あるいは障害者の方の見える世帯というような月収となっております。また、高額所得者31万3,000円と、これは、入居時は当然一般申込者の入居月額でございましたが、それが月日とともに高額になってきたという方で、31万3,000円を超える方については、退去のお願いをするというような方になってくるかと思っております。右の方に行きまして、家賃制度の見直しでございますが、先ほど申しましたように20万円以下、今までのところは四つに分割されていたものを、右のように改正後、20万円以下が5.5といたしますか、6のところ

まで来ているという形で細分化されております。この算定基礎額が家賃そのものになるということではございません。これを基準にいたしまして、大口町の住宅に合わせた形で補正をいたします。例えば、大口町にあります住宅の立地係数とか規模係数、また経過年数による係数の補正、また利便性による補正をいたしまして、大口町の家賃を算定いたします。ですから、植松住宅、また小口住宅、それぞれの住宅によって家賃がこの基準をもとに変わってくるということでございます。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 吉田正議員の午前中の最後の御質問の中で、求職活動中に保育園の入園ができるか、預けられるかどうかという点について、お答えを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、保育に欠ける子供さんをお預かりするという事で、1日に5時間以上、月に換算すると、15日以上のお親の就業があって、子供の保育ができないという方について保育園に預かるということでもありますので、求職活動中ということでもあります、現在は保育園には預けられないという体制で臨んでおります。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、町営住宅なんですけれども、平成20年度の予算では、全体で890万円の家賃収入があると。要するに、住宅使用料が890万円であったんですけれども、新年度の予算書を見ると919万1,000円ということで、20万円ほど町営住宅使用料の収入が上がっているわけです。だから、全体で見ると、家賃の上がる人も当然おられるわけですね。その収入基準がもともと今まで20万円だったものが、15万8,000円以下が対象なんだということで、引き下げが行われるということですので、今の働いても働いても貧困から抜け出せない、そういう人たちしかこういう公営住宅には入れないという、そういう形にどんどんなっていくというふうで、悪い方に悪い方になっていくんじゃないかなあというふうに関心するわけなんですけれども、具体的に、例えば植松住宅と小口住宅なんですけれども、住宅家賃が一体、これの新旧対照表というのはないんですか。町営住宅に住んでみえる人も、これを見せられて、じゃあ私の家賃は幾らになるんですかという問い合わせは当然あると思うんですけれども、これでは住んでみえる人でさえ、自分の家賃が幾らになるのかわからないじゃないですか。これを今住んでみえる人たちにお渡ししたから周知しているというふうには、とても言えるような代物じゃないというふうには私は思うんですけれども、家賃が一体どういうふうになるのか、具体的に新旧対照表もあわせて出してもらわないと、さっぱりわかりませんので、出してください。階層によっては値上げといいますが、負担増の部分も私はあるんだろうというふうには思うんですけ

れども、今の家賃算定基礎額の見直しというところだけ見ておっても、ちっとも大口町の家賃がどうなるのかわからないものですから、もう一度説明をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、保育園の話が出ましたけれども、求職活動中、やっぱり求職活動中についての保育もやっていただきたいというふうに私は思うんです。そうしないと、求職活動ができないんですよ。子供さんを連れていくと、最近ちょっと職安の方も態度が変わりつつあるようですがけれども、以前ですと、例えば子供さんを連れて職安に求職に行くと、あなた子供さんどうするんですかと、子供さんはもう預けるところを決まっているんですかということ聞かれて、決めてないと話をすると、まず決めてきてくださいということと言われる。そういうケースもあったんです。そういうこともあるものだから、多くの自治体で求職活動中も預けるような体制をとっている自治体もどうもあるようです。これは、従来の保育行政の延長だけではなくて、やっぱり今みたいな社会情勢の中で、求職活動中も預かりますというようなこともあわせてこれから行っていただきたいと私は思います。今やっていませんというだけじゃなくて、不況というか、こういう社会情勢だからこそ、私はやるべきだということだと思えます。だから、ぜひ早急に緊急雇用対策の一環のような形で検討して、直ちにこうしたことも実行に移していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 吉田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず家賃については、それぞれ入居してみえる方については、新家賃がこうなりますよという形で、個別にお一人おひとりに通知は差し上げております。その中で確認をしてくださいという形での通知は差し上げております。今言われましたように、大口町の家賃はどういうふうかということと言われますと、現在ちょっと手元に資料がございませんので、また整理をしたいと思いますが、例えば植松住宅でございますと、家賃制度の見直し、右の表でございますが、12万3,000円以下の方が3万7,100円というものが、以前の基準としては1万円という形になりました。大口町植松住宅のC棟ですね。それが改正後、3万4,400円をもとに計算をいたしますと、先ほど言いました係数を掛けて計算をしましたところ、改正後も1万円という形で変わらないという階層の方が結構多いということでございます。じゃあ20万円の原因はということでございますが、さらにその上の方のところの影響が大きいかというふうに思われます。以上であります。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 保育園の関連で再質問いただきました。

今この場で、緊急の社会情勢のためにということで私がやりますという約束はできませんけ

れども、今までもそういう方が窓口に見えることは多々あったそうで、その場合は登録制でやっておりますすすくサポート、面倒を見てほしい方と面倒を見てもいいよという方が登録制で現在やっておりますけれども、すすくサポートを使っただけとか、あるいはまた、民間のつくしん房のように一時預かりということもできるということで、そういう制度を御案内しているということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) まず、法人税について伺いますけれども、法人税が大幅に前年度対比減るとするのは、急激な景気の悪化が原因だということはだれでもわかることでありますけれども、そのほかに、いわゆる大企業に対する法人税の減税措置、これがどんなふうに影響しているのかなあというふうに思います。海外子会社が親会社に支払った配当、これに係る法人税、これを非課税にするという措置が行われます。また、所得800万円以下の中小企業に対しては、今までも22%の軽減税率を適用しておりましたけれども、新たに2年間、18%の軽減措置をとるとすることも国の施策の中に新年度盛り込まれております。この中小企業については、公益法人や協同組合、そういうところも同じような適用がなされるということでもありますけれども、これらの影響というのはどの程度なのか、わかるでしょうか。

それから、自動車取得税、あるいは国税である自動車重量税についてですけれども、大口町の自動車取得税も8ページにありますけれども、取得税の交付金が対前年度比3,800万円も減っております。自動車を買う人が少なくなることの影響が大ではあると思いますけれども、環境対策対応車に対して国が税の軽減措置を新たに設けると。例えばハイブリッド車、あるいは電気自動車、燃料電池車、こういうものについては免税とか、あるいは乗用車や軽自動車、そういうものについても、燃費や排ガス量によって50%から70%軽減をするんだというふうに言われておるわけでもありますけれども、これらについてはこの予算の中でどんなふうな勘案をされておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

それから、ページはちょっと飛びますけれども、収入の一番後ろの方に、北小学校ですね、新設小学校のための起債を9億円組んでおられます。これは目的がはっきりしていることで、財源措置として理解ができるわけですがけれども、法人税がこれだけ減っている中ですので、例えば減収補てん債とか、そんなふうな財源の手当ての方法もあろうかと思っておりますけれども、学校のための起債を設けると、減収補てん債などの起債を設ける場合とで、その利率や償還方法というのは何か違いがあるのかどうなのか。10億円もの財政調整基金を取り崩す、それでもまだ十五、六億残っているそうですので、翌々年度以降の会計の見通しもそんなに真っ暗ではないというふうに思うんですけれども、財源措置のあり方として、一遍に10億円もの財政調整

基金を取り崩すのではなくて、減収補てん債なども若干私は確保しておる方がいいのではないかなという気もするわけですが、そこら辺はどのような考えから学校の起債のみにとどめたのか。あるいは、財政調整基金の取り崩し額をそのようにしたのか、その辺の考え方をちょっと御説明いただきたいというふうに思います。

それから、学校関係の負担金と補助金ですけれども、14ページの教育費の国庫負担金、北小の国の負担金ですけれども6,725万7,000円、これの算出根拠と、その下の教育費の国庫補助金の小学校分5,733万7,000円、これの算出根拠をちょっと教えてください。17億からの費用を要する小学校の建設に、たったこれだけしか国が負担しないのかと、いかに不交付団体といえども余りに少な過ぎるなど、一体義務教育に対して国はどれだけの責任を果たそうとしているのか、大変疑問であります。御説明がいただきたいというふうに思います。もし、地方交付税の交付団体であったりすると、これらについては変わってくるのかどうなのかなあということも、ちょっとわかりましたら教えていただきたいなというふうに思います。

19ページに入りますが、衛生費の県補助金で、住宅用の太陽光発電システム設置費補助金、これは今度復活になって、40万円計上してありますけれども、これからの日本の景気を浮揚させる一つの柱として、こうしたエコ事業については大いに発展をさせなければならないという割には、大変少ない補助金だなあというふうに思うんですけれども、国及び県におかれては、どの程度の施策、それから予算が賄われているのか等について、あるいはこれらの施策についての今後の国や県の取り組みの発展方向というのはどんなものなのか、お伺いをいたします。

それから、労働費の県補助金、県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金1,282万5,000円ですけれども、これは歳出の方と関係があるんでしょうけれども、どういう事業をやるとういう補助だよというようなことについての御説明がいただけたらと思います。

それから、さっきも財政調整基金に触れましたけれども、22ページ、23ページの財政調整基金の繰入金についてももう少しお伺いしますが、平成22年度、あるいは23年度以降の町の予算の見通しです。麻生首相は、3年で経済を浮揚させて元に戻すというようなことを盛んに言っておられますけれども、現在の不況状況をほぼ平年並みに取り戻すことができるのは、一体どの程度の年数がかかるというような想定を大口町もしなければならないというふうに思うんですが、3年でもとの経済状況に戻すというふうに想定をすると、財政調整基金については、現状、新年度は10億円取り崩し、翌年度、その翌々年度、さらに財調を取り崩していくというようなことをどのように想定しておられるのか、そのこともあわせて考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、26ページ、27ページに入りますが、総務費雑入の中で、コミュニティバスの運行支援収入、あるいは広告料の収入、こういうものが前年度と比較して積極的な予算を組んでお

られます。コミュニティバスの利用者の増加、あるいは広告料の収入の増加、これはどんなふうに想定をされて予算を計上されたのか、お伺いをいたします。

それから、その下の民生費の雑入です。母子通園事業の利用料52万8,000円、それから母子通園事業の給食費など36万9,000円ございます。障害を持った園児の皆さんに通園をしてもらっているわけですが、障害があるわけですので、障害者自立支援法じゃありませんけれども、障害者の皆さんに1割を負担してもらおうというような国の考え方も問題があると。厳しい批判やこれを見直してほしいという障害者団体の皆さんの大変厳しい運動や意見もあるわけですが、こんなに小さい障害を持ったお子さんを、母子ともに通園して、健常者に近い生活に何とかなれないかと努力している方々に対して、こんな負担を求めなければならないのかなあと、大口の財政状況からして。私は給食費ぐらいは、例えば親の分ぐらいはいただくとかいう程度のことはやむを得ないと思いますけれども、そういう皆さんに対して、通園費や、あるいはお子さんから給食費をいただくというようなことについては、これは見直していただきたいなあとというふうに思いますけれども、これは受益者負担でやむを得ないという考え方なのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど保育園の定員と、それぞれの年齢別の希望者数、合計581人というような御説明がありましたけれども、保育園別に年齢別の予定もわかっているんだろうというふうに思いますけれども、それもわかりましたらぜひ教えていただきたいなというふうに思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 4ページ、5ページの法人町民税について御質問をいただきました。

法人町民税は、法人税もそうですが、申告とともに納付されます申告納付制度による納付になっておりますので、なかなか事前に課税額を把握するのは難しいかと思えます。特に、今回のような大変急激な増減がある年になりますと、大変難しいなと思っております。そのため、今回21年度につきましては、大手企業の情報や経済情勢等から、増減率を推計いたしまして、法人町民税額、あるいは支出に計上させていただきました還付加算金等を計上しております。したがって、なかなか各事業所の決算の内容等、踏み込んでそういった推計は行っておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 6ページ、7ページの自動車重量譲与税、それから8ページ、9ページ、自動車取得税交付金について、これに絡みましての予算的な対応はどうかということで御質問いただきました。

まず、自動車重量譲与税につきましてですが、これについては自動車重量税収入の4分の1が市町村に対して譲与されるという内容でございますが、景気の後退によりまして、自動車取得される方が減っているということで、減額になってまいりますけれども、これに対する補てん分については、特に国の方で示されていないようでございます。

続きまして、自動車取得税の交付金につきましては、これも自動車取得に対するものということで、内容的には似たようなものになってまいりますけど、これの減額分、先ほど言われました環境対策車に対する減税分が出てまいりますけれども、その減税分の補てんといいたしましては、地方特例交付金というものがございますけれども、ここの中で措置がされるんだということで示されておりまして、これに対する減額の国の予算措置は総額500億という数字が出ておりますけれども、ただこれが市町村に対してどういう率で配分されるかというのは非常に不明確な点がございまして、これまでの特例交付金の中で、住宅借入れ分の減税分が加算されておりますけれども、それと同じ比率で今回の予算措置については算定をさせていただきました。それで、額としましては、計算上は800万円ぐらいを見込んで計算をしたわけですが、ただ先ほど言いました不明確な点が非常に大きいということで、これの7掛けということで560万円程度の数字を地方特例交付金の中で見ております。

それから、学校の起債に絡みまして、減収補てん債等の考えはということでございますけれども、まず、借入れ条件等でございますけれども、ちょっと手元に詳しい資料を持っておりませんので、予算書の233ページ、234ページあたりに負債額の一覧表が載せてございますけれども、このところで学校の建設事業でいきますと、償還が25年償還、うち据え置きが3年というような形で、事業ごとに償還が決まっているわけですが、減収補てん債につきましては20年と若干短くなっているということで、利率的にはそれほど変わらないということでございます。あと、これを学校の起債だけではなくて、減収補てん債を借りたらどうだということでございますけれども、学校施設につきましては、今後将来的に長く使っていただくというようなものでございまして、将来的に町民の方に長く負担をしていただくというような考えでございまして、この分を起債をかけさせていただきます。ただ、減収補てん債につきましては、税収等の減額分に対して借りるという基本的なスタンスを持っておりまして、今回、財政調整基金の取り崩しで何とかやりくりができましたので、そこで対応をさせていただきました。

それから、22ページ、23ページ、財政調整基金の繰入金の関係で、今後の見通しという点での御質問をいただいておりますけれども、マスコミ等の報道を見ておりますと、今後、まだまだ景気の回復はしばらく見込めないんだということで承知をしておりますので、何年したら回復するだろうというのは非常に難しいわけでございますけれども、今年度特に影響が大きかったのは、20年度に入る法人町民税の予定納税部分が来年度に還付をしなきゃならないということ

で、ダブルで来年響いてまいります。そういった関係で、21年度の財政状況は非常に厳しいものがありますけれども、22年度以降につきましては、ダブルで影響する部分が少なくなってまいりますので、今現在、先ほどほかの議員さんからの御質問で、財調の残高が最終的に27億ぐらいありますけれども、これを取り崩しまして残り十六、七億ぐらいございますけれども、この財政調整基金で、二、三年の財政の厳しい状況には対応できるのではないかというふうに考えております。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員から、建設の補助金の積算根拠についてお問い合わせがありましたので、御報告させていただきます。

まず最初に、公立学校施設整備費負担金、これは増築分ですけど6,725万7,000円、その積算根拠といたしまして、現在の北小学校が普通学級18、特別支援学級が2クラスで、この北小学校の今言いました数字に必要な面積が5,336平米であります。そして、現在保有しております北部中学校の面積が4,544平米ございます。それから、この校舎のうち、児童クラブとして転用するものが162平米ございます。これを差し引きして整備資格面積を求めるわけなんですけど、整備資格面積は必要面積から保有面積を引いて、それから児童クラブの面積を足したものですけど、その面積が954平米、これが今回北部中学校を北小学校として増築するのにいただける補助面積です。その面積に平成20年度の補助単価14万1,000円を掛けます。そして負担率が2分の1でございます。そうしますと、6,725万7,000円という額が出てきます。それが今回の補助金額でございます。

それから、安全・安心な学校づくり交付金の方ですけど、これは既設の中学校を大規模改修するものでございまして、面積が、既設面積から先ほど言いました児童クラブを差し引いた面積4,381平米が対象面積です。単価は先ほど言いましたように14万1,000円、改修率、これは図面上の改修に値するパーセンテージですけど53%、4,381平米と14万1,000円を掛けまして、なおかつ改修比率53%を掛けたものが3億3,518万8,885円。それと、この大規模改修に伴います事業の上限額というのがございます。これが2億円です。いずれか小さい方をとりなさいよということで2億円をとります。2億円に対して、算定率が7分の2、2億円の7分の2を掛けますと5,714万2,000円という補助金が出てきます。

それと、交付団体だったらどうなるかということですけど、手元に数字を持っておりませんが、恐らく先ほど言いました負担率、それから算定率に若干の上乗せがあるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 19ページの失業対策費補助金の御質問につい

てお答えをさせていただきます。

この予算額1,282万5,000円につきましては、歳出の方の、ページでいいますと135ページの一般失業対策事業費に計上しております生活・雇用支援緊急対策事業に係る予算額を計上させていただきます。当初、こういった失業対策事業、あるいは生活支援の事業について、総額を補助金で見るといって話でありましたけれども、最近、ヒアリングを受ける中で、ここで言いますと、臨時職員の賃金についてのみ補助対象にしていきたいと。なおかつ当面は6ヵ月分ということで積算をしてくれというようなヒアリングの際の指示がありましたので、こういったことが、6ヵ月で済むのか、1年の積算で申請できるのか、ちょっとよくわかりませんので、明確になった段階で再度補正等の措置をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、27ページの総務費雑入の中のコミュニティバス運行支援収入、それから広告料収入についての積算についての御質問だと思います。

まず、運行支援収入につきましては、パロマ、リンナイ、それから日本紙工、東海鋳造所、象印魔法瓶、それからシルビア、大和グラビアの7社から月額23万円の支援をいただくということで、積算をさせていただいております。

それから、広告料収入につきましては、バス停への広告ということで30基、年間6万円の180万を計上させていただいております。大変厳しい経済情勢の中にあっても、19年度お願いができた事業所等につきまして、ほとんど更新を行っていただきました。1社2基については更新ができませんでしたが、そういった広告の更新の成果を踏まえて、さらに新たな広告主といいますか、業者を開拓することで、30基達成ができるということですので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 同じく、27ページの母子通園に関連して、2点ほど御質問をいただきました。

まず、1点目の母子通園でございます。通称ぱんだ教室ということで、西保育園の園舎内で実施をしております。ちょうどこれで3年になるというところでございます。負担につきましては、御承知のとおり1日当たり400円と、給食費については実費ということで、ほかの園児と同じ額をいただいております。発達段階に合わせて養育したり、毎月専門家に来ていただいて、専門の指導をしていただいたりというようなこともやっておりますので、1日400円が安いのか、高いのかという論議はあろうかと思いますが、負担を願うということで1日400円ということで3年間やらせていただいております。今後につきましても、また機会があればということになるかと思いますが、今すぐに変えるということは、今のところ考えていないとい

うことであります。なお、当初につきましては、11人分予算計上をしてございます。

それから、もう1点ですけれども、21年度の新入園児の見込み数でございます。先ほど、合計でゼロ歳児、1歳児ということで御紹介申し上げました。個別に読み上げていきますので、すみませんがよろしくお願いをします。

まず、南保育園であります。ゼロ歳児が2名、1歳児が6名、2歳児が9名、年少につきましては38名、年中が27名、年長が31名、合計で113名であります。続いて中保育園であります。ゼロ歳児が1名、1歳児が9名、2歳児が14名、年少が41名、年中が46名、年長が49名、合計が160名でございます。続いて西保育園であります。ゼロ歳児、未実施であります。1歳児が11名、2歳児が17名、年少が54名、年中が53名、年長が51名、合計で186名であります。北保育園であります。ゼロ歳児が未実施です。1歳児が10名、2歳児が17名、年少が27名、年中が37名、年長が31名、合計で122名ということでございます。よろしくお願いをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 19ページの住宅用太陽光発電システム設置費補助金について御質問を受けました。

内容としましては、県費補助としてキロワット当たり5,000円で20件を予定させていただいております。この補助金、町の予算については、平成20年度においては、キロワット当たり6万円で計上させていただきました。県費補助で5,000円、今の40万が県費補助で町へ入ってくるお金で、キロワット当たり6万円が歳出に影響している額でありまして、歳出の方で480万円を計上させていただいております。それで、国は21年1月から個人宅に7万円の助成制度を開始しました。それによって、現在21年度当初予算でキロワット当たり6万円で計上しているのを、今の計画としては2万円に金額は落としますけれども、利用者拡大の方に努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 国の方も政治が混迷をしていて、麻生さんが3年で景気回復させようといっても、国民は不安で不安で、見通しは全く持てないなということで、政治に対する不信感が大変増幅しているわけですが、課長の答弁によりますれば、大口町の今の財調の積み立て額、これで二、三年はしのげる見通しだということではありますが、財政運営にはとりわけ留意をしていただきたいというふうに思います。

北小学校という大きな事業の後に、南小学校が控えているということではありますが、南小学校については、とりあえず耐震補強工事をやって、そしてそのうちに建てかえなりの決定をしていきたいということでもありますけれども、これも大きな事業でありますので、見通しをはっ

きりさせないと、財政運営の見通しも私は不安な側面があるというふうに思いますので、南小学校についてはいかように、何年ごろにどのようなということで今構想をお持ちなのかなあと。財政状況を今後の見通しも絡めて、そこら辺の考え方が今はっきりしているところをお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 南小学校の建設につきまして御説明させていただきます。

本年度、耐震設計を行いまして、発注するばかりであったわけなんですけど、来年度予算化をして、1億なら1億、南小学校に投じて10年もたせるのがいいのか、はたまた校舎すべてを取り壊して、新規校舎で臨むのか、この21年度かかって検討したいなというのが実情でございます。ですから、発注方法につきましても、どんなのがいいのかというのは職員が研究しておりますけど、しばらくお時間をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 子供たちの安全を確保するということが優先されるから、耐震補強をとりあえずやって、あと建てかえか、それ以外の方法かということを選択するんだということでありましたけれども、また1年かけて検討すると。検討期間ばかりがこんなに延びておっちは、これは緊急対応にはならんわけです。なるべく早く意思決定をして、財政の見通しもつけながら迅速に進めないと、財源がありながら、子供たちの命を守るための安全・安心対策、校舎の耐震補強工事さえも延び延びになるというのは、これはあってはならない話ですね。財政が非常に厳しいからできないんだというんじゃなくて、見通しがきちんとしていないということから来る子供たちの安全対策のおくれというのは許せないというふうに思うんです。今、課長から1年かかって検討したいということですけども、これは1年かかって検討しておっちはいかんと思うんですが、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 北小学校、今回、17億あるいは18億という予算規模で新生大口北小学校の整備を進めるわけでございますが、当初予算の前にもお話をしましたように、今回の新生大口北小学校の整備につきましては、ここにあります起債が9億、そして国の補助金・交付金が1億2,400万、それと学校施設整備事業基金から7億7,500万というような財源内訳になっておりまして、要するに10億700万の財政調整基金の取り崩しを行ったその背景というのは、学校の施設整備をするために財調を取り崩したという状況には、予算的にはなっておりません。町全体の行政サービスを執行していく中で財源が不足になったものですから、財調を取り崩して、今回すべての業務全般に対しての財源として財調を10億取り崩したという

ものでございます。

それから、今の16億、あるいは二十何億の財調につきましても、以前この議会で100年に1度の云々というような、その前の話ですけど、そのときに、私ども財調を25億ぐらいの目標でということをお話をさせていただきました。その折にも、議会の中では、それだけの財調をため込むのではなくて、もっと住民に還元すべきではないかというようになる御意見もありまして、そういう中でバブル5年間、1年間5億、25億という目標設定で財政調整基金を蓄えてきたわけでございますが、悲しいことに、その25億の目標額を前に100年に1度というような非常に厳しい状況に陥って、なおかつその中で新たな取り組みとして、行政コストが非常に高くなっているぞというような御意見も受けながら、全庁的に行政コストの削減という努力の中で、今回、北小学校の整備についても、何とか今の学校施設整備事業基金と、いっぱいいっぱいではありますが、事業目的を持った起債の借入れで事業ができるというような状況でございます。今後においても、今の行政コストの削減というのは緩むことなく、それぞれ部署において集中と選択による事業の見直し、さらには経費の削減を図っていただいて、そういう中で、南小学校の整備についても、今御心配のありました早い段階での整備を学校教育、あるいは教育委員会の中で十分にこの1年の間に検討をされ、私どもも事業実施が可能なように財政的な計画に対しては協力をして策定していきたいというふうに思っております。ですから、大口町は、くどいようですけれども、富めておるとい状況ではございません。16億の今の財政調整基金も、果たしてこの状況が2年、あるいは3年でおさまるのか、ことしのように、一般の行政を執行していくために10億からの繰り入れをしなければやれないというようなことだと、とても22、23年というのは16億の財調ではできないようなことになるわけです。ですから、そのあたりはより一層我々も行政コストの削減に努力はしますけれども、大口町の現状がほかの市町よりまだまだ裕福だというような言われ方、認識というのは、やはりこの場できちっと改めていただきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 私の聞いていることと、答弁の内容が全然食い違っています。南小についてはとりあえず耐震補強工事をやって、その後に建てかえるのかどうするのか、そういう検討をさせていただきますという執行部からの見解がありましたけれども、しかし、今課長の説明を聞きますと、もう一回、1年間白紙に戻して検討させてもらおうと。耐震補強工事をやるのか、それとも一気に建てかえなどに進むのか、その検討をまた1年間させてくれと、こういう話ですから、それでは先延ばしでしょうと。子供たちの安全を確保する上から、財政などの見直しもつけながら、なるべく早く決断しないと、子供たちの安全が確保できないんじゃないで

すかという質問をしたんですよ。それに教えてください。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 今、総務部長が答弁したのは、財政的な考え方で答弁をしたと思うわけですが、教育分野の方としましては、私どもは確かに委員会、それから全協等で、耐震をしたその後、全面改築というようなお話を申し上げたところであります。しかし、20年度の1年をかけまして、いろいろ設計を試みる中で、今現在、ちょっとお断りを申し上げるわけですが、一般質問で土田議員から実はいただいております。今ここで全部をお話ししてしまって、土田議員の一般質問の回答がなくなってしまう状況にもなりかねませんので、大きくお話を申し上げるので、御了解がいただきたいと思っております。

私どもは、確におっしゃるとおり、子供たちに安全な施設を提供してやりたいというのは、教育ばかりじゃなく行政の方も考えておるところでありまして、ただ補助金等をいろいろこの時期にもらっていこうとしますと、それが例えば10年ないしは壊せない。ただ、築38年が既に過ぎております。そうしたことから考えますと、RCの耐用年数が50年でありますので、48年を迎えてしまう。さらに、補助金をもらわなくても、例えば1億数千万円を投入するという事で、2年、3年で壊すということは、これはまた税金の無駄な使い方になってしまうということをよく検討しまして、それならば、こういう時期であるがゆえに、建築をどんな方法で、一刻も早く南小校区に学校施設をつくってやれないかということの検討を今しておるところでありまして、耐震で10年をしのいでいっても、非常に老朽化の施設であります。中は既にひどい状況で、改装の防水をやっても10年であるし、外壁のクラックに防止をして、外装工事をやりますとも三千数百万というお金が出てくる。ということであるならば、早急に議員の御理解は十分いただきたいわけですが、建てかえという考え方を重視した中で、どの手法をとっていくかというのは、今検討しているところであります。それには民間導入のPFIという、要はプライベート・ファイナンスですね、そういった手法があります。これを調査するためには6ヵ月くらいかかります。これは可能性調査と申しますけど、これを十分なし遂げないと、工事を発注する際に失敗をします。ですから、それに時間がかかるということで検討をするということも、今課長が大きな中で申し上げたことですので、一般質問でまた御回答をさせていただきますので、今の質問については、これをお願いしたいなというように思います。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 先ほど、田中議員からも質問がありましたが、27ページの総務費雑入、31.コミュニティバス運行支援収入276万、そして32番、コミュニティバス広告料収入180万、

合わせて456万。昨年から見ますと、昨年は228万でしたので、大幅にアップをしておりますが、このコミュニティバス事業についてお尋ねをしたいと思います。

平成20年度の利用者数の目標は、19年度比26%増の10万7,700人。そして、収入金額は1,900万円、19年度比で36%増。そして、町の負担金の目標を3,500万円台まで削減をしたいと思いますでしたが、その結果はどのようになったのか、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、昨年6月に開催されました第6回大口町地域交通推進会議で、江南厚生病院へのバスの乗り入れは、大口町内を出たら、停車せず、直接乗り入れるのであれば、運行可能との関係官庁の見解が示されました。この路線ができれば、利用者数も多いと予想されますが、検討されたのかどうか。そして結果はどうであったのか、お尋ねをしたいと思います。

また、あおい交通さんから、バスの車体へのラッピング広告の提案が出されました。検討されたのでしょうか、お尋ねをします。

最後に、先回の議会だよりの裏表紙の「まちの元気者」コーナーに、目の不自由な方に登場していただきました。その際に、皆さんへのメッセージを聞きましたところ、大口町に対しては、いつも公共サービスを利用させていただき感謝しています。ヘルパーさんと同行のときは、巡回バスの利用料金を1人分にしていっていただけないかと要望され、まことに身の詰まる思いがしました。ヘルパーの同行が必要なほどの重度の障害者の利用は、1人分と言わずに2人とも無料にしていっていただけないか。無料にしても大した金額にはならないと思いますので、要望したいと思います。

以上、4点お伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、20年度の目標に対しての現在の状況についてお話をさせていただきます。

まず乗車人員から、目標としては10万7,700名ということでありまして。現在2月までで9万6,804名ということで、多分3月で9,000名ぐらいの利用者があるのではないかなということをお考えますと、10万5,000から6,000名程度になるのではないかなということでありまして。

それから、収入目標額が1,900万円台ということで目標として上げましたけれども、2月末現在で1,883万100円ということでありまして、これにつきましても、3月分の収入を見込みますと1,900万円台を達成することができるのではないかなということをお考えしております。それから、3,500万円台に町の経費をするということにつきましても、若干ガソリンの高騰ということがありまして、これは今、業者と交渉しております、その結果が問題になるわけですが、3,500万円台の町費の持ち出し額の達成についても何とかいけるのではないかなというふうにお考えしております。

それから、江南厚生病院への乗り入れのお話ですが、江南厚生病院まで直通で仮に走ったとしても、その間の時間がかかりますので、大口町内のバスの巡回の密度が非常に低くなってしまわないかなということをお考えすると、今の4台では、ちょっと厚生病院まで足を伸ばすというのは町内の巡回ということをお考えると難しいのではないかなということをお考えしております。

それから、ラッピングにつきましても、今業者と打ち合わせをしておりますけれども、まだ明確な方向は出ておりませんので、また具体化ができましたら報告等をさせていただきたいと思っております。

それから、福祉バスの観点ですけれども、大口町のバスにつきましては、公共交通機関ということで行っております。1回100円の乗車賃ということで、非常に安価になっておりますので、さらにそれを福祉バスという形の構想の中で割引をしていくという考えは持っておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 2点お伺いします。

1点目は、町民税の個人・法人に係る均等割でございます。個人均等割につきましては、19、20年度は3,000万です。21年度は2,500万ということで500万減っております。にもかかわらず、法人の均等割につきましては、19年度が9,160万、20年度が8,816万、21年度は9,800万とふえております。この景気の関係だとは思いますが、個人・法人にこれほどの差があるのはどういう考え方か。また、どのような積算によるものか、お伺いします。

それからもう1点は、11ページにあります保育園運営費保護者負担金でございます。

この保護者負担金につきましては、20年度は9,148万8,000円、21年度が1億111万でございますが、20年度は園児数570名というふうにお伺いしました。21年度は581名ということで、11名ふえております。積算の過程ではもっと上積みしてみえるかと思っておりますけど、予算額は約1,000万ふえております。この積算の考え方、その方法についてちょっとお伺いします。以上です。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 町民税の均等割について御質問をいただきました。

均等割につきましては、個人につきましては20年度課税を対象として推計といたしまして1万1,250名程度でございます。今年度につきましても、個々の積み上げではございませんが、昨年度の収納率等、そして個人の収入の方も一定の減額が見込まれるということで、8割程度

を見込んで計上してございます。

それから、法人町民税の均等割でございます。対象の事業所といたしましては、現在650件が対象でございます。大きな企業と申しますが、9号法人というか、一番大きな件数でございますが、こちらの方が8事業所で1件当たり300万の均等割でございます。そういった形で計上させていただいております。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 保育料の推移についての御質問がありました。昨年度と比べてふえておるがということです。20年度と21年度、保育料の改定がございます。人数についてはほとんど差がありませんので、保育料の改定の伸びとして、現行、平成20年度の今入っているものからに月々の料を出しまして、その10%が20年と21年度と比べると伸びるという想定をしております。また逆に、景気後退によって3%減るんじゃないだろうかという推定もしております。ですので、トータル保育料の改定分、それから所得の減を含めて7%、20年度よりは21年度がふえるであろうという推計をして、12ヵ月を掛け算で割り戻したというのが本年度の当初予算の概要であります。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 以上で、歳入の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時35分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時50分）

議長（吉田正輝君） 続いて、歳出の質疑に入ります。

款1.議会費及び款2.総務費、予算に関する説明書の32ページから85ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 45ページですが、ここで、職員の採用の試験の予算が出ておると思うんですが、ことしの職員の採用予定というのは、一体どういう予定なんでしょうか。例えば技術職は何人とか、一般職は何人とか、あと保育職は何人だとか、そういう分けがあると思うんですが、そういう分けで、大体の職員採用予定を教えてください。

それから、49ページのところに、庁舎のさまざまな設備の点検の委託の予算等々がここにあるわけですが、例えば電気設備というのは、役場の建物の北側のところにあるわけですが、私いつも電気設備を毎日のように見るんですが、もうちょっとかさ上げした方が、水害とかそういうときに今の状態で大丈夫なのかなあということを感じるんですね。かさ上げるなり、水が設備のところに入ってこないようにするような対策とありますが、そういったこともしておいた方がよいのではないかなあということを感じるんですが、いかがでしょうか。

それから、51ページのところに自動車の賃借料があります。これも去年もお尋ねしたことで、要するに自動車をリースで、大口町の場合、最近では借りてみえる。町内の業者の皆さん方から言わせると、大手のリース会社が入っちゃって、町内の自動車の販売業をやっておられる方たちは、大口町の役場に入る余地もないわというようなことを言われるのを聞くわけですが、今この自動車の賃借については、一体何台リースでやってみえるのでしょうか。また、今後もリースでやられるのでしょうか。

それから53ページのところで、電算システム開発委託ということで、今まで電算システム開発というのは、あちこちに予算を分散してあったやつを今度一緒くたにしたんですかね。1億7,889万7,000円ということで、大変大きな予算になっています。以前、どこの課だったかちょっと忘れちゃったけれども、こういう電算システムについての委託の契約を見せてもらったときに、さらにそこから再委託という形で下請に出してみえた。そういう例もあったわけですが、こういう電算システムの開発委託というのは、再委託、再々委託ということが往々にしてあるように聞いているわけですが、例えば部分的な業務だけを下請に出すということではなく、丸々丸投げしているようなことがあってはならないというふうに思うんですが、そういう例というのは本当にはないのでしょうか。ちょっと教えてほしいんですが。

それから53ページ、同じところですが、あいち電子自治体推進協議会727万7,000円。毎年毎年これも聞くんですが、電子自治体になって、住民にとって、この700万以上もお金を使って本当に利便性が増したのかというと、そういうのを実感されてみえる方というのはほとんどないような状況になっているのではないかなあというふうに思うんですね。そういう意味では、私は本当に見直すべきではないかなあというふうに思うんですが、今、例えば電子入札システムだとか、新たにそういうシステムなども動いているようでもありますけれども、今電子自治体推進協議会というのは、一体どんなことで住民にとっての利便性を向上させているのか、ぜひ教えてください。

それから、防犯協会と交通安全協会江南支部、こうしたところに負担金を出しています。これは57ページと59ページ両方に、57ページの方が江南防犯協会連合会64万5,000円、それから59ページの方に交通安全協力会江南支部ということで35万円ということでお金を出しているん

です。これを見たら、本当に私もびっくりしたんですけれども、防犯協会連合会というところは総額で756万8,000円もお金を集めている、そういう団体であるということがわかりました。700万円のうち、市町別の負担金が524万5,000円ということで、半分以上が市町の分担金によって賄われている団体なんだということなんですけれども、これというのは、江南市、岩倉市、大口町が主たるといいますが、自治体の区域なんですけれども、お互いにこういうお金を出し合って、こういう事業をやり合わなければいけないものなのかどうなのか。ちょっとよくわからないんですよ。例えば、防犯協会そのものが、例えば大口町なら大口町でつくって、大口町の中で活動する、そういうことというのは実際にはできないんでしょうか。三つの団体が合わさって、それぞれお金を出し合ってやらないといけない、そういう事業なんですか。ちょっとそこら辺がわからないものですから、どうして三つの自治体で防犯協会というのをつかってやってみえるのか、ちょっとわかりませんので、ぜひ教えてください。愛知県交通安全協会江南支部というのも、同様に三つの自治体で行われています。どうして三つの自治体でこういう事業を行わなければならないのか、私はちょっと理解ができないものですから、ぜひ教えていただきたい。交通安全協会に至っては、3人の職員の方の人件費も実は見ているんです。給料として3人の職員の方に520万円、賞与や通勤手当、扶養手当、超勤手当で205万円、それから厚生年金、健康保険ということで共済費も75万円組まれていまして、3人の職員の方々の人件費として、総額800万円ほどの人件費が組まれています大変大きな団体です。歳入合計が1,800万円ですので、本当にたくさんのお金を集めている団体ですけれども、こういう交通安全協会というものをつくらないといけない根拠というものが何かあるんでしょうか。私はちょっとわかりませんので、教えていただきたい。

この歳入の中に、協力費というのがあるんですけれども、多分この協力費というのは免許の書きかえをやったときに、免許証をもらうときに、交通安全協会の協力費はいただけますかというようなことを聞かれると思うんですね。その際に、はい協力しますという何がしかのお金を払うという、そういうやり方で集めているお金ではないかなあというふうに思うんですけれども、あの警察の場でこの協力費を拒否するというのは、なかなか私は勇気の要ることではないかなあというふうに思うんですね。だから、そういう徴収の仕方を予算上は620万円、実際に決算では566万2,800円、これは平成19年ですけれども、そういうお金を実は徴収している。けさ通告しておいて、いただいた資料ですけれども、本当に莫大なお金を集めている。しかも、3人の職員の方の人件費もこうした団体の中で支払うと。それはいいんですけれども、しかし、特にこの交通安全協会については、協力費というもののあり方というのが、非常に疑問に感じるところなんです。だから、そういう意味では、やっている活動そのものを、交通事故を少なくするだとか、そういう活動そのものをとやかく言うわけではなくて、そういうお金の集め

方そのものに私は疑問を感じるものですので、ぜひそうしたことについては改善する余地があるのではないかなあというふうに思うんですが、町としてはいかがお考えでしょうか。大変言いにくい質問なんですけれども、私自身も。しかし、あえて言わせていただきますけれども、そういう声も実は住民から私もいただいておりますので、あえて聞かせていただきました。

それから59ページですけれども、交通指導嘱託員さんという方がお2人お見えになります。本当に暑いさなかも、それから雨降る中も、本当に子供たちの安全のために、朝、そして夕方というか昼からにかけてもよく立っていただいて、本当にいつも頭が下がる思いです。私は子供を見かけると、指導員さんが立っていると、余計車に乗っておってもとまらないかんと考えて、とまるように心がけていますけれども、多分ここにおられる皆さん方も同じ気持ちだと思います。残念ながら、長年お勤めだと思うんですけれども、勤続年数がどのくらいなのかということも含めて聞きたいんですけれども、正規職員の人は、毎年毎年給料は定期昇給という形で上がるわけですけれども、それだけ大変頭の下がるそういうお仕事をやってみえる交通指導の嘱託員さんというのは、給料がちっとも上がっていないように私は思うんですけれども、なぜそういう状態でいいんですか。私はそれもちっと理解できませんので、ぜひ伺いをしておきたいと思います。

それから、61ページのところに巡回バス時刻表検索システムというのがあって、保守点検委託料が60万円というのがありますが、これは本当は、63ページのところにコミュニティバス運行事業というのがあるものですから、そこに費用としては入れるべきではないかなあというふうに思うんですが、これをあえてコミュニティバス運行事業と分けてやってあるというのは一体どういうことなんでしょうか。ちょっとわかりませんので、この点も教えてください。

それから63ページ、同じページですけれども、今の時刻表の方を見ると、巡回バスと書いてあるんですね。また、こういう事業を見るとコミュニティバスという言い方を役場の方はするんですけれども、コミュニティバスなのか、巡回バスなのか、一体どっちなんですか。ちょっと教えてほしいんです。何か違いがあるんですか。私よくわからんものですから、ぜひ教えてほしい。

それから、65ページのところにまちづくり活動ということで、いろんな活動をやってみえるということなんですけれども、まちづくり活動というのは、町としてはどういう定義を持ってみえるのか、私ちょっとわかりませんので、ぜひお教えをいただきたい。

それから、81ページのところに統計調査の予算があります。これは商業だとか、工業だとか、農業だとか、その時々毎年毎年違う調査が行われていますけれども、それはそれでいいんですけれども、例えば大口町の農業出荷高がどれだけなのか、例えば商業も売上高がどれくらいなのか、工業出荷高が大口町内ではどれだけあるのか、そういうことをつらつらと私は言うこ

とができません。簡単なものでいいですので、そういう大口町の全体像といいますか、そういう概要的なものを私はつくるべきじゃないかなあと思うんですね。そのことによって、大口町というのはこんな町なんだという、住民の方にも認識を持ってもらうことによって、さらに大口町に対する愛着だとか、そういうのもわくと思うんですよ。残念ながら、まとめたものというのは大口町にはないんですね。だから、それが非常にいつもいつも残念でならないんです。特に今、大口町の議会でいけば、議会だよりの視察が議会のないときにはお見えになるんですよ。だから、12カ月のうちの8回ぐらいですね、今。議会のある月は受け入れていませんから、8カ所から来るんですよ。相手の方々は、農業はうちはこんなんですよ、工業はこんなんですよという話になるんですけども、残念ながら、大口町の方はこうですということを答えようがないんですよ。というのは、そういうまとめたものが手元にないものですから、さっぱりわからない。インターネットで見ても、大口町のホームページの中にそういうものがあるのかといっても、それもちょっとわかりませんので、そうした概要的なもので結構ですので、そうしたまとめたものもぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 幾つか質問いただきましたが、一つずつ答えてまいります。

まず初めに、ことしの職員採用予定でございますが、21年4月の採用につきましては、一般事務が2名、司書が1名、学芸員が1名、保健師が2名ということで、合計6名を採用することとしております。

それから、来年の4月に向けての採用予定、これはまだ決まっておりません。統一試験問題につきましては、当然ながら事前に申し込みをしなければなりませんので、予算化して申し込むわけですが、部数は80部予定しております。申し込みの数から考えまして、80部を申し込めるようにして予算計上しております。

それから、役場北側の電気設備のかさ上げをという御意見であります。今現在も地面よりは数十センチ高い土台となっております。そこまで来るような水害といいますか、そういったものは今のところ想定しておりませんので、考えておりません。

それから、交通指導囑託員ですが、2名おりますけれども、勤続年数は男性の方が現在7年目でございます。平成14年に採用しまして7年目ということで、女性の方が17年に採用しまして4年目であります。この両囑託員の賃金ということですが、他の非常勤特別職の報酬が条例に出ておりますが、そういった職種の方と均衡を保って定めさせていただきたいと考えておりますので、そういった職種の方の改正があるような時期には同じように考えていきたいと思っております。

それから江南防犯協会連合会、それと交通安全協会江南支部であります。ともに江南警察

署管内ということで、大口町、岩倉市、江南市が加入しておるわけでありまして、どちらもこの市町だけではなくて、事業所も入っておるわけでありまして。例えば、交通安全協会の方ですと、3市町で229万円の負担金を納めておりますが、事業所の合計でいいますと、267万200円というような会費を納めてみえます。それから、防犯協会の方ですと、先ほど議員さんが言われたように3市町で524万5,000円の負担金、職域別では124万6,000円ということで、事業所の方もこういった負担金を納入しているわけでありまして。

そこで、特に交通安全協会の方の協力費、こういった集め方が、窓口で免許証の更新のときに依頼されると断りづらいと。私も個人的には断れないように思います。しかし、それも貴重な財源として運営上必要なものだというようなことでやっていると思いますので、機会がありましたら、集め方について議員さんの御意見のようなことがあったことは伝えさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 51ページの公用車管理事業の中の自動車の賃借料についての御質問をいただきました。現在、この公用車管理事業の中で管理している車は31台でございますけれども、そのうちリースの車は10台であります。来年度の予算につきましては、コミュニティー・ワークセンターのトラックが、派遣法の関係で町に移管をするということで、これはリースしておりますので、これを1台加えまして11台リースにしてみたいということで考えています。

それと、今後の考えはということでございますけれども、購入をしますと、一度に備品購入費で大きい金額が必要になってまいりますけど、そのときの財政状況等にもよりますけれども、基本的に、今後更新するものにつきましては購入をしていきたいという考えであります。リースを継続していくものもございまして、引き続き同じ車を再リースということもありますけれども、車をかえる場合に当たっては、基本的には購入をしていくという方向で考えております。

議長（吉田正輝君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） それでは、電算システム開発委託料1億7,889万7,000円の費用について回答させていただきます。

こちらの方は、昨年と比べるとかなりふえておりまして、各課のをまとめたかという御指摘もありましたが、多少の統廃合はしておりますけれども、ほぼ昨年の内容がそのまま移ってきております。ふえた要因ですけれども、こちらの増額の要因は、主なものとして基幹業務システムの再構築を20年度から開始しております。その関係で、その経費が1億4,332万5,000円計上してあります。これが今回金額が非常に大きくなっている理由でございます。

その関連で、下請に丸投げしているようなことはないかという御指摘ですが、こちらの委託料に関してはほとんどS Eがかかわってくるものでありまして、委託会社のS Eが主にシステム構築し、また役場の方にも来庁しております。その辺は、私どもも顔も知った社員が来ておりますので、丸投げをしているということは各システムございません。ただ、代理店としてシステム構築をすると、大もとのパッケージソフトなどは他社が開発したものを代理店として契約している委託業者が入ってくるという形は間々あることだと思います。

続きまして、あいち電子自治体推進協議会の727万7,000円は、確かに各市町、愛知県下の名古屋市を除く全市町村が参画してやっているわけですが、利用状況が非常に低調ということは確かです。こちらの経費の中には、共同セキュリティー監査だとか、L G W A N、いわゆる役所間を結ぶ専用回線ですね。そちらの運用経費も含めまして727万7,000円となっております。その中でも電子申請に関しましては、各市町とも申請数が非常に少ないです。ですから、1件当たりのコストでいくと、とんでもない額というのも確かです。これは、公的個人認証が必要な申請書があるという点と、あとは手数料の決済ですね。それがマルチペイメント、いわゆるペイジーという電子決済ができるようなシステムが構築されればいいんですが、それも1件200円、300円の手数料に、こちらのペイジーの手数料も1回当たり50円、60円という価格がかかります。それでなかなか普及しづらいという部分もありまして、各市町全体で共同運用しているんですけども、会議があるたびに何とかならないかということは考えておりますが、なかなか妙案が出てこないという実情でございます。

それと、巡回バスの時刻表の検索システムです。これは地域情報化推進事業の中で、情報課が中心になって構築しました。ただし、今回は保育園のホームページの保守とか、そのあたりも見直しをかけまして、保育園の方でやってもらうと。これはほとんどソフト面の運用が主ですので、そちらは移したんですが、今御指摘を受けました巡回バス時刻表の検索システムについては、保守点検委託料ということで、サーバーを含めた委託をN P O法人にしているものですが、そんな内容でしたので、特に今回移管は考えていませんでしたけど、先ほど言われました巡回バスかコミュニティバスかという、当然担当課が違ってきて、従前どおりの巡回バスという言い方をしておりますけれども、そういった問題もありますので、今後の検討課題ということで、違いについてはまた担当課の方からお願いします。以上です。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、コミュニティバスと巡回バスがごちゃごちゃじゃないかというお話なんですけれども、今私どもでは、朝6時から8時台の通勤・通学バスと、それから夕方の5時から9時までぐらいの通勤・通学バス、それから日中を走る巡回バスという二つをあわせてコミュニティバスというふうに呼んでおります。以前、事

務局の方でもちょっと混乱がありまして、巡回バスとコミュニティバスを同列に扱ったりしておったわけですが、今は予算書も、例えば雑入の27ページの先ほど御指摘をいただいた運行支援費とか広告料につきましても、コミュニティバスというふうに統一させていただいておりますし、コミュニティバス運行事業というような形で、歳出の63ページでも、コミュニティバス運行事業ということで、コミュニティバスというような呼称で統一をさせていただいております。御指摘にありました電算関係での巡回バスにつきましても、これを機会にコミュニティバスというようなことで次回からは整理をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼地域振興課長（星野健一君） それでは、64ページ、65ページで、まちづくり活動推進事業の中のまちづくりに対する定義は何だという御質問でございますけれども、先般、大国の大統領の選挙が行われまして、その折に就任演説が行われました。今、私たちに求められているものは何かといいますと、新たな責任の時代であるということでございます。まさしくそのとおりだろうというふうに思いますし、町民一人ひとりが義務を果たす上において、自分でできることは自分でやる。さらに自分でできないことは家族でやる。家族でやれないことは地域でやる。地域でできないことを行政でやるということが、今まちづくりに求められておるものだというふうに思っております。大口町という地域社会を活性化するためには、地域が抱えている諸問題を住民一人ひとりが主体的に考えて解決していくべきだろうと思っておりますし、地域の価値を創造するための取り組みをするのがまちづくりだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） 回答が一つ漏れておりました。統計の関係ですが、統計調査は、私どもいたしております。結果につきましても、多少は皆さんに流せるような資料はつくっております。例えば、尾北統計研究協議会、尾北地区の7市4町で構成している協議会ですが、そこでポケット情報ということで、これは簡単なものですが、例えば先ほど言われました農業粗生産額ですね。そういったものとか、経営耕地面積、農家数など、あるいは事業所の方の従業者数だとか、1事業所当たりの平均従業者数ですね。あと工業の出荷額等、そういった一覧表は、ちょうど尾北地区の市町とあわせて載せてありますので、比較もできますので、こういったものは情報課の方に置いてあります。

それから、「数字で見る町民生活」というのが、実はホームページの方、統計のところ載せてあります。これは、主として町のデータでありますけれども、国の方の統計調査事務の成果としては、国勢調査人口だとか、それに伴って流入・流出口、世帯家族類型別の一般世帯

数、あるいは環境経済の項目でいけば、専業・兼業別農家数だとか、産業の大分類別の事業所及び従業者数、労働力状態別の15歳以上人口といったデータの方は載せてございます。以前は冊子をつくっておったんですけども、経費節減の折、インターネットで流すのと、窓口においてあるという状況で今運用しておりますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) ことしの職員の採用についてはよくわかりましたが、平成22年に採用する分についてはこれから、未定だということだと思います。職員の採用状況というか、職員の職務もどんどん多様なものになってきているというふうに思うんですね。そういう意味では、専門的な知識のある、そういう職員の方も私は必要なんじゃないかなあというふうに思うんですね。例えば建築、これは中学校のときもそうだったですけども、まだこれからも小学校の耐震補強等々もどうしていくのかという問題もありますし、例えば大町町の庁舎そのものもこれからどうしていくのかということもありますよね、まだ問題として山積していると思うんです。そういう意味では、例えば建築に精通している職員も、私は増員していくべきではないかなあということをおもうんです。でも、毎年採用状況を見てみると、一般職という人がほとんどで、そういう技術屋さんと呼ばれるような人の採用がここずうっとないというのは、私は非常に心もとないなあというふうに思っているんです。だから、そういう意味では、そういう技術屋さんの採用もきちっと行ってほしいんですけども、そこら辺についてはいかようにお考えなんでしょうかね。

中学校のいろんな問題もありましたけれども、そういうものの反省に立つ上にも、やっぱり職員の中にも専門的な知識を有する人をある程度、一人に任せるだとかいうことではなくて、例えば複数でいろいろ相談しながら物事を進めることができるとか、そういう重要なことというのは、まだこれから幾つもあると思うんです。ですから、例えば建築なら建築、土木なら土木ということで、そういう専門職の採用もこれから検討すべきではないかなあというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。今現在、例えば技術屋さんと呼ばれている職員の方というのはどのくらいおるんですか。ちょっとそれもわかりませんので、教えてください。

それから、電算システムの開発委託料というのの中で1億7,800万、これだけ財政的に大変なときなんだけれども、しかし1億4,000万円も、基幹業務というのはどういう業務なのか私はよくわからなくていかんですけども、今説明されて、基幹の基幹というのは一体どういう漢字を当てるのかもよくわからなくていかんですけども、1億4,000万円もするような電算システムの開発業務を平成21年度にやるのであれば、やっぱりそれなりの説明をしてもらわないと、全然わからないですよ。八十数億のうちの1億4,000万ですから、かなりの割合ですよ。

ね。ですから、そういうものについても一体何をやるのか、文書でも結構ですので、後で説明ができるようなものもぜひ私のもとに届けていただけませんか。よくわかりませんので。

それから、あいち電子自治体推進協議会727万7,000円ですけれども、要するに利用者が非常に少ないんですよ。こんなものふやせといたって、ここ何年かの間で解決できるような問題じゃないと思うんです、どう考えても。これは愛知県じゅうで一体どのくらいのお金を集めてやっているんですか、毎年。何十億という金じゃないんですか、ひょっとすると。それだけのお金を、利用する人も少ないままに、それだけのお金を毎年毎年使っていくというのは、本当に私からしたら無駄だと思うんです。何年か前に私お尋ねしたときには、1年間に大口町で4件くらいしかなかったとかという話もそのときに伺った覚えはあるんですけど、そのときもたしか500万くらいの負担をしておったはずなんです。だから、1件当たり125万円の住民票なり何なりをとられたというふうに言ったことがある、私記憶しておるわけですが、物すごい額になっちゃうんですよ、これ。コスト計算したらとんでもない代物です。だから、こういうものはやめろということをやっぱり言わないといかんと思うんですよ。さっきも総務部長さんが経常的なものも財政調整基金を取り崩さんとやっていけんということをお願いで強調して大演説していただいたわけですが、もしそういうことであるならば、こういうものこそやっぱり無駄だということをやめるべきじゃないですか。だけど、これはやめられないですよ、何でか知らんけれども、平成21年度も。だから予算に計上してあると思うんですけども、なぜやめられないんですか。やめればいいじゃないですか、これこそ。それができないというのは、相変わらず横並びで何事もやっておけば間違いないという、そういう物の発想なんじゃないですか。私はそう思いますよ。だから、すぐに利用が伸びる見込みのないようなものは、直ちに手を打ってやめるということもぜひ早急に検討してほしい。また、協議会の場でやめましょうということを大口町から提案してはいかがですか。私はそうと思いますが、いかがでしょうか。以上にしておきます。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 吉田議員さんから2回目の質問で、ことしの採用予定の職員についてございました。今のところ保育士が不足しているのではないかと、そこをちょっと充実させたいなというようなことは考えております。それで、技術職につきましては、19年度に1名採用しております。建築ではありませんけれども、今後、採用を考える上で、やはり専門的な職員を考えがてら、どういった構成にしていくかよく検討しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから技術職員の数ですが、今ちょっと手元にございませぬ。後ほどとさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） それでは、2回目の質問にお答えします。

先ほど、基幹業務と言いまして、説明が不十分で申しわけございません。基礎の「基」に「幹」ですね。基幹業務です。町税のシステムだとか住基システム、それに関連します税情報や住基情報を使うもろもろのシステムがそこにぶら下がっているということで、基幹業務と言っております。

これに関しましては、今の汎用機のリース切れが21年度に発生します。それに向けて、そのまま汎用機で更新するかどうか検討してきたわけなんですけれども、最近の流れとしましては、コボルを使った汎用機から、ウィンドウズ版とかリナックスという自由なOSを使う。汎用機ですと、富士通なら富士通、NECならNECのコンピューターを買いますと、そのOSに縛られるわけなんです。ウェブシステムというものと縛られないという、例えば極端なことを言いますと、サーバーは富士通だけれども、端末はデルコンピューターでもNECでもどこのコンピューターでも、例えばウィンドウズで統一すればウィンドウズで動くというような形になりまして、機器のコストが下がるというメリットがあります。それともう一つ、うちの方が今回導入しようとしたのはパッケージソフトということで、業務の自由はなかなかききません。それにカスタマイズというか、大口町のやり方に合わせていくとコストがどんどん高くなるわけなんですけれども、パッケージで対応させていただくようなシステムで、できるだけパッケージに業務を合わせていけば安く済むと。ここのところも1,000万級の制度改正が毎年1本、2本と出てくるようになりましたので、今後の運用経費が膨大になっていくということで、こういったシステムにリース切れを機会に切り替えようということで判断させていただきました。

あと、あいち電子自治体の負担金ですが、21年度予算の総額が愛知県のももちろん含みますけれども、7億5,471万4,000円をそれぞれ案分した結果が大口町の負担となっております。やめたらどうかということで、名古屋市を除く全部の団体でやっているわけなんです。電子申請の部分は共通ということで、例えばL G W A Nの運用だとか、電子調達、電子入札等やる場合も、同じ場所に機器を置いています。そこへアクセスするラインなんかは供用で使われているものですから、例えば電子調達だけやりたいと分けるわけにはいかないということなんです。電子入札なんかは、多分町単独でやろうと思えば膨大な金がかかる。当然、場所も借りないかんしということになってきますので、どうしてもこれに乗っかるしかないかなということで今やっておりますけれども、今回、電子申請の部分に関しましては、ちょうど5年リースが切れて、システムの更新時期に入ります。20年度中に専門部会などをつくりまして、先ほど言われたとおり、もうやめるか、あるいはASP（アプリケーションサービスプロバイダ）とあって、外注する方法なんですけれども、それも実際専門部会で検討されました。それ

でも、やはり愛知県のレベルだとコストが高いということで、もし大口町が単独でやれば、さらに高くなると思いますけれども、それも見送られて、やはり同じ今の場所でシステム自体は再度入札をかけるということですのでけれども、今後も引き続き同じような協議会方式でやっていくという結論がつけられましたので、大口町だけ単独で引くというのがなかなか困難な状況にありましたので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 齊木一三君。

10番（齊木一三君） 一、二点ちょっとお尋ねをいたします。

41ページの行政管理費、7番設計・契約等適正化事業、これも新規事業だと思うんですが、役務費の中に建設工事紛争審査会ということで頭出しがしてあるわけですが、この件に関しまして、ちょっと内容的なことが私も把握できないんですが、公共工事に関しての町と業者さんとの紛争、またあるいはいろんな隣地との紛争、多々いろんなケースがあるかと思いますが、その内容についてわかる範囲でよろしいですから教えていただきたいと思います。

それから、61ページ、広報費の中の、14番使用料及び賃借料、自治体メールの配信システムとありますが、これはあんしん・安全ねつとのことかと思いますが、今いろんな尋ね人、また火災ですか、この関係がインターネット、また携帯電話に配信されてくるわけですが、先日も火災がありまして、この携帯電話の中に入ってきまして、場所が中小口城屋敷と出るわけですね。この際、ここに添付ファイル形式で地図を一緒に入れてもらったらありがたいなど、このように思うわけですがけれども、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

それから65ページ、地域振興費の中の協働費、まちづくり道具箱整備事業、これに関しましては、国から民都機構の方に補助金が出されまして、民都機構の方から資金として3,900万来ているわけですが、500万円を限度として事業者さんに出していただくと。余野の子どもと文化の森かな、そちらの方もたしかそのような形でお金を受け取ってみえるわけですが、ことし、かなり大きな金額が上がっているようですが、この事業、今のところ申し込みとかいろんなことが出てきておりましたら、ちょっと内容を教えてください。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 41ページの設計・契約等適正化事業の中の建設工事紛争審査会1,000円についての御質問をいただきました。

これは、議員さんの御質問のとおり、いわゆる頭出しということでございますけれども、内容につきましては、大口町の公共工事請負契約約款の49条第1項におきまして、発注者大口町と請負者の間に契約履行に関して紛争等が生じた場合に、建設業法に基づき設置されました建

設工事紛争審査会、そういった組織がございますけれども、そこにあっせんまたは調停を請求できるとされております。また、約款の50条においては、あっせん調停により解決が見込めないときには、仲裁合意書を締結している場合、審査会の仲裁判断に服すると、こういった規定がございます。それに基づいて、これまで実際にそういった紛争が起きておるわけではございませんけれども、これまで議会の議決を要するような1件5,000万円以上の工事契約につきましては、仲裁合意書を実際に締結しておりまして、そういった締結もしておる関係上、そういう頭出しが必要ではないかというふうな判断のもとさせていただいたわけでございます。実際に1,000円では審査会の方をお願いできるわけではございませんので、解決を求める事項の金額によって申請の手数料が変わってまいりまして、例えば金額500万円の場合で申し上げますと、あっせん調停仲裁になる段階で、あっせんが1万8,000円、調停が3万6,000円、仲裁の場合ですと9万円とあって、だんだん仲裁になるほど金額がふえてくるわけですが、そんな形で、工事の中の仲裁の内容によって実際に金額が変わってまいりますので、もし発生した場合については、その時点で補正なり、予備費流用とか、そういった関係でさせていただきまして対応してまいりたいと考えております。

議長（吉田正輝君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） それでは、自治体メール配信システムについて、御指摘のとおり、あんしん・安全ねっとの携帯メールをちょっと名称を変えさせていただいたということなのですが、地図が添付できるかどうか、ちょっと技術的な話ですので、委託業者と確認しないと難しい問題があります。あと、個人情報保護の関係で、実は江南市の方は、私も江南市のを受信できるようにしているんですが、火災の場合はどこどこ宅と、個人の名前を載せています。それがいいかどうかは判断が分かれるところですが、大口町の場合、今は丹羽消防署の指令卓から直接配信させていただいております。大口町の方で配信していたときにおいても、やっぱり個人名は避けさせていただいております。個人情報保護の関係で、人の生命・財産に及ぶ緊急事態については例外規定がありますけれども、一義的には、当然消防署が把握して飛んでいきますので、それにも当たらないだろうということで、個人名は伏せて流させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼地域振興課長（星野健一君） それでは、齊木議員さんの御質問で、64ページ、65ページでございます。

まちづくり活動推進事業の中の19節でまちづくり道具箱整備事業でございますが、これについては議員御案内のとおり、住民参加型まちづくりファンド資金と申しまして3,900万円、民都機構、いわゆる財団法人民間都市開発推進機構から平成19年にいただいたものでございます。

19年度の執行額といたしましては840万円ほど、さらに20年度の執行予定額でございますが1,400万円ほどということで、したがいまして、3,900万円から今申しました19年度、20年度の執行額を引きますと、一千五百何がしということで、今後21年度以降に支出する予定のものでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 自治体メールの方ですね。内容については個人情報、いろんなことでその自宅の名前までは出せない、今までも出てなかったですね。ただ、位置的な関係ですね。漠然とされますと、先日もそういう話を聞きまして、ただ大きな名称で出されると、どこで何があったかということがわからないで右往左往したと、そのような話もありまして、私自身も地図とかそんなものを添付していただきますと、位置的なことで大体大口町の道路関係、また地域の関係もわかっていますので、すぐその場へ走れるんじゃないかと。いろいろそうやってその中へ組み込んでいただきますと利便性もかなりよくなるんじゃないかと、このように思っております、ぜひひとつ考えてください。お願いします。

議長(吉田正輝君) 総務部参事。

総務部参事兼情報課長(小島幹久君) 丹羽消防の方とも協議しながら、どこどこ付近程度は入れられないとか、協議させていただきます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 54ページ、55ページの住民自治費についてお伺いをいたします。

歳入のところでも御質問いたしました生涯学習課が担っていた公民館分館事業の拠点施設を町民安全課の方に移すというお話でありましたが、引き続き生涯学習課もさまざまな講座開催などにかかわりながら、協働して学共など拠点施設の住民に開放された施設運営に努めたいということでありましたけれども、この地域自治推進事業の中に組まれている予算、そういう関係でちょっと御説明がいただきたいんですが、まず報償費で、学共等管理施設の管理者ということで、報償費が6万5,000円組んであります。それから、次の57ページに行きますと、委託料として、地域自治推進事業協働委託料が300万円組んであります。そんなふうな予算がどういうふうに使われるのか、地域でどういう事業を起こした場合にそれが充当されるようなことになるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから65ページですが、地域振興費の中で、今までもいろいろと話題になってまいりました町民活動センターに係る予算が、検討委員会の報償費として23万6,000円組んでございます

し、また委託料の中では、町民活動センター研究啓発事業協働委託料が75万7,000円組んでございます。理解されている部分と、私もよく理解できない部分がこの町民活動センター建設についてはあるわけでありませけれども、長い間検討がされておりますけれども、一体さらになんかふうには報償費や委託料を使いながら検討されていくのか、お伺いをいたします。

それから、67ページの委託料で老人福祉センターの管理運営委託料370万円、これは委託をしておりますのでいいわけでありませけれども、下の方に行きますと、憩いの四季周辺工事費52万6,000円というのがあります。老人福祉センターや憩いの四季の建物の周りの管理は一体どこがやっているのかなあとということで見えておりましたけれども、そういうところの経費だということふうに思うんですけれども、いろんな施設を指定管理者に委託をしていくというようなことも時と場合によっては結構ですが、その建物等の周辺、これらについて見逃してはいけないということふうに思うんですが、憩いの四季のおふろの屋根の上には、樹木の落ち葉がどんどん落ちていくような風情ですよね。あれでは建物の管理をやっているとは言えないという住民の皆さんからの苦言や助言が寄せられていたこともあるんですけれども、そういったことの周辺工事費なのかどうなのか。今後、指定管理者で、例えば今の健康文化センターも指定管理者だということになっておりますが、さらに運動場等も指定管理者制度に移していくということですので、そういう場合の周辺についての運営・管理、そういうものもきちんと委託する場合には定義づけをしておかないと、双方が不注意によって建物の管理等がおろそかになるということが出てくるのではないかとこのように思いますので、その辺のところはどうかように検討されるおつもりでしょうか。

それから、ふるさとづくり基金費についてお伺いします。

各ページに財源内訳の中にふるさとづくり基金がいっぱい出てまいりますし、69ページには積立金として1,100万とか、利子等の予算等も組まれているわけですが、ずうっと経過をたどってみますと、前年度にふるさとづくり基金を積み立てておいて、翌年度に使うと。また、今年度基金を積み立てておいて、また翌年度以降使うというような繰り返しになっているような気がするんですが、一体このふるさとづくり基金費というのは現状どうなっていて、どういう使い方をするとということになっているのか。各科目にいろいろと分散して財源がありますので、ちょっとそこら辺のところがよくわかりませんので、御説明がいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼地域振興課長（星野健一君） 順不同になるかもわかりませんが、一つ一つ答弁をさせていただきます。

まず、64、65ページでございますけれども、町民活動センター検討会委員、あるいは町民活

動センター研究啓発事業協働委託料等々の御質問でございますけれども、議員御案内のとおり、こういった大口モードというのを全戸配布させていただきました。その裏面の方に、今度4月からの町民活動センターにかわるプレゼンターと申しますけれども、まちづくり広場のイメージ図を載せさせていただいております。こういったことで今後進めていくわけでございますけれども、これからいわゆる先進地事例といいますか、そういったところの調査・研究等々をしてまいるものでございます。まだまだこれで終わったわけではございません。これからがスタートだというふうに私どもは思っております。そういったいろいろな調査・研究に要する経費を上げさせていただきました。金額については75万7,000円ということでございます。また、広報3月号にもこういったまちづくり活動の1ページをいただきまして、お知らせもさせていただいております。

それから、同じく66、67ページでございますけれども、憩いの四季の周辺工事ということで52万6,000円上げさせていただきました。今議員御指摘のとおり、老人福祉センターの屋根のところにといがございまして、といの上に金網が設けてあります。その金網が取れないために、鳥のふんとか樹木の樹脂が屋根を伝ってといに行きまして、今といのところ草ぼうぼうということになっております。こういったといを外すことによって、そういったことが解消できるだろうということと、そのの周りに大きなケヤキもございまして、そういったケヤキの伐採も考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、ふるさとづくり基金でございますけれども、ふるさとづくり基金につきましては、大口町ふるさとづくり基金の設置及び管理に関する条例の中の第4条によりまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとなっております。昨年までは決済用預金といいまして、利子はつかない預金に預けてございましたけれども、今年度から会計の方で定期を組んでいただきましたので、こういった利子が発生したということで、利子も合わせて積み立てをさせていただきました。

なお、1,100万円については、平成11年のときでございましたけれども、固定資産税、あるいは住民税の前納報奨金の交付率を100分の1を100分の0.5にしたことによって1,100万生み出したものを毎年積み立てしております。現在高でございますけれども、平成20年5月31日現在では1億496万7,000円ということでございますが、20年度におきまして、協働費ということで全庁的に予算を執行しております。その資料については、いま一度お待ちいただきたいと思っております。後ほど答弁をさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（近藤定昭君） 田中議員から、今度の条例改正によりまして、地域自治推進事業というようなことで名称が変わったということでございますが、その関係で、本来であれば、

新しくできる町民安全課の方が担当して内容を確定していくということでございます。ただ、この予算におきましての積算根拠だけは、私の方でつくったものを移行しておりますので、その点だけ説明申し上げます。内容に関しましては、今お話ししましたように新しい課の方で検討されるということで御理解賜りたいと思います。

最初に報償費でございますけれども、学共等施設管理者という名称になっています。これは私どもが20年度にやっております、公民館分館長に対しまして1年間5,900円の11館で6万5,000円払っていたと。これの名称が変わったということでございます。

それから、委託料の中での地域自治推進事業協働委託料でございます。これは、私どもでいいますと公民館分館活動協働事業推進委託料、これが今の平成20年度でやっていたものでございます。これが地域自治推進というような名称に変わったものでございます。

それで、今の300万円につきましては、今後、今お話ししましたように新しい課の方で内容等については検討されるという話でございます、平成20年度の現在の公民館分館推進事業の関係での負担割合といえますか、町の方の支出の内容だけお話し申し上げます。

施設の日常管理ということで、定額でございますけれども15万円、それから施設の維持管理というようなことで、一応10万円を頭出ししております、実際に使う精算をさせていただきます。それから、管理人さんでございますけれども、常駐していただく時間等によりまして精算させていただくというような形になっております。それから、教養事業というようなことで、1講座につき5,000円の負担割合で、何講座やられるかということに対して出しております。次にふれあい事業、いわゆる区民全体での区活動として行われる事業、1単位といたしまして5万円を支給していると。これに関して、そういった区全体での事業をやってほしいというようなことで5万円。それから、そういったコミュニティーといえますか、分館活動の情報源としての、名称は「かわら版」と明記しておりますけれども、これを2回以上出していただくということで、1回5,000円というような積算で、平成20年度であれば5地区に対し助成といえますか、協働事業委託料を出しているという形でございます。ただ、これはあくまでも平成20年度の話でございますので、21年度についてはこの数字でそのままということではないことだけは御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼地域振興課長（星野健一君） それでは御無礼いたしました。

予算の事項別明細書の22、23ページをごらんいただきたいと思います。基金の繰入金がございます。ふるさとづくり基金繰入金で、今年度2,893万3,000円繰り入れをさせていただきます。この充当でございますが、地域振興課のみならず町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課、環境課、建設農政課ということで、多課にわたっております、各課の協働委託料に充当する

というものでございます。さらに、この協働委託料のほかに、地域振興課でございますけれども、元気なまちづくり事業に200万円、さらに道具箱整備事業に1,555万6,000円ということで、合計で2,893万3,000円を充当するというものでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) さっき質問し忘れてました。71ページの税務総務費の中の償還金利子及び割引料、午前中の質問にも出ましたけれども2億5,320万円、町税過誤納還付金等でありますけれども、これは前年度が黒字でも翌年赤字の場合に返さないかんということですのでけれども、かなり大口町の企業でも、ずうっと何年も前の損金があるということで、今は多分黒字のはずなんだけれども、いつまでたっても大口町に税金が納められていないそうだというふうに私も議員同士で言い合っておったんですが、前年度の分に限るんですか、これ。翌年度も翌々年度も赤字の場合には、それをさかのぼるというようなことはないんですね。1年限りですね。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 法人町民税の場合、予定申告といいますのは、決算期の決算に対しての2分の1を納入していただきます。大手企業はほとんどが3月決算ということで、納付月としては決算の申告額が6月に納付されます。それから、その前年の申告額の2分の1を12月に納付されます。ですから、引き続き繰り越してゼロになるのかどうかというのは、ちょっと私の方では把握しておりませんが、それに対して年度をまたいで精算されますので、今年度でいいますと、12月に納付されています予定納税分が、例えば決算がゼロで赤字という企業であれば全額返還するということになります。ですから、結果的には単年度単年度での決算であると認識しております。

議長(吉田正輝君) 行政課長。

行政課長(前田正徳君) 先ほど吉田議員さんから質問のありました技術職員の人数であります。20年度で15名ということで、よろしくをお願いします。

それと、田中議員さんから地域自治推進事業協働委託料ということで、先ほど生涯学習課長の方から回答していただきましたが、これが4月からは町民安全課が引き継いでいくということで、その前に行政課が概要について聞いております。行政課から町民安全課が分かれるわけではありますが、現在の行政課としましても、今までの分館活動、協働委託、こういったものは従来のように進めていこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) 以上で、款1.議会費、款2.総務費の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、4時15分まで休憩いたします。

(午後 4時03分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 4時15分)

議長(吉田正輝君) 続いて、款3.民生費及び款4.衛生費、款4の衛生費については、項1の保健衛生費のうち、目3の母子保健費までとします。予算に関する説明書の84ページから127ページまでです。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 95ページの補装具給付費というのがありますけれども、250万円ですね。これはたしか、補装具が欲しい人は一たん全額支払って、後から返してもらうという方法ではない、今。これ現物給付になりましたか。ちょっとその確認をしたいということと、それから103ページ、児童福祉費ですけれども、この児童福祉費全体を見ますと、一般職の職員が48人と、臨時職員が72人お見えになると思うんです。さっき数えたんですけど、合わせると120人お見えになるんですね、児童福祉費の中に職員の人。その中に、管理職の人は多分一人もいないというふうに思うんですけれども、これは一体どういうことなんでしょうか。120人も職員の人がお見えになって、束ねる管理職の人が予算上出てこないんですけれども、こういう状態で本当にいいのかなあというふうに私は思うんですけれども、どうなっているんでしょうか、教えてください。

それから119ページですけれども、ここに保健センターの嘱託医報酬があるんですけれども、85万円、その積算根拠を見ると、年7万8100円掛ける1人掛ける12月で85万円ということなんですけれども、これは一体どういう意味なのか、ちょっとわかりませんので、お教をいただきたいというふうに思います。これ、去年の予算書にもこういうふうに表示されているんですけれども、平成20年度、私今持っていますけど、ここにも同じように去年もこういう表示なんですけど、一体どういうことなのかわかりませんので、教えてください。

それから、尾北看護専門学校運営費がありますけれども、これに関連するんですけれども、ここの学校は、学ぼうと思うと当然授業料が要るんです。例えば、私立の高等学校や専門学校等の場合については、それに対する支援費というか2万円援助する予算がたしかありましたよね。そういうものにこの尾北看護専門学校というのは該当するのか、該当しないのか、教えて

ほしいんですけれども、以上にしておきます。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 福祉課について御質問がございました。95ページ、補装具給付費250万円があるが、現物支給であるかないかという確認の御質問かと思えます。

従来は議員さんおっしゃるようにそういうことでしたけれども、現在は現物支給になっています。ですので、業者さんに対しては町の方から支払って、本人さんは1割を業者さんに支払うということになっていますので、よろしくお願いをいたします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 管理職のどこに予算があるのかということですが、85ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費に、職員手当等ということで管理職手当151万円が組んでございますが、ここに部長と課長が含まれております。また、111ページの職員手当のところ、管理職手当ということで、ここに保育長が計上してあります。以上です。

議長（吉田正輝君） 健康課長。

健康課長（吉田治則君） 119ページの保健センター嘱託医報酬でございますけれども、まことに申しわけございません。年7万810円掛ける1人掛ける12月となっておりますけれども、これは「年」ではなくて「月」ということで、まことに申しわけございませんでした。月7万810円が嘱託医の一月の報酬ということでございます。

次に、121ページの尾北看護専門学校の運営費の中で、これが尾北専門学校そのものが授業料補助の対象となっているかということでございますけれども、補助につきましては、私立高等学校の補助ということで該当がないものであります。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） たしか、高等専門学校も私立高等学校の中に入っていたんじゃないんですか。入っていないですか。これって、今度正看の学校に変わりますよね。今まで准看から正看に移行していく、そういう学校だったんですけれども、今度はいきなり正看の学校に変わるということも聞いているわけなんですけれども、私学の高等学校等の補助の対象にはならないんですか。もしならないのであれば、いっそのことしていただければなあというふうに思うんです。というのは、実は、よその高等看護専門学校等の授業料を比較してみると、申しわけないんですけども、ちょっと高いんですよ。そのことは尾北看護専門学校の教職員の皆さん方もお認めになってみえることですので、間違いはないと思うんですけれども、そういう意味では、せっかく町内にあるこうした学校ですので、例えば大口町の町内の方で、こういう学校に通いたいという方にとってみても、やっぱり授業料というのは非常に大きな負担になるものですし、

よその高等看護専門学校と比較しても高いということもあるものですから、そういった授業料の補助そのものも、今大口町の場合は運営費の補助をしているわけですが、実際に通われる人の授業料の補助もできないのかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これだけ聞いておきます。

議長（吉田正輝君） 健康課長。

健康課長（吉田治則君） 先ほど申しましたんですけど、自分としては高等学校の上という認識をしておりますけれども、この件については一度教育課の方へ確認をして、後日答弁させていただきます。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 今お話しの尾北学校、金額的には、厚生病院にある学校よりは安いということになっています。ここよりは安いということで、4万5,000円ぐらいだというふうに思っております。それで、そこへ通われる生徒の皆さんは、既に高等学校を卒業して、さらに大学というような一般のものじゃないわけで、専門的に知識を取得しようという方のこともあります。そのあたりが、もし中学校から直接ということになりますと、まず受験ができないはずです。高校以上ということになってきますので、現在、私どもが私立高校の助成については高校ということになっておりますので、今現在の内容としては出すことができないのかなあというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 細かいことがいっぱい申しわけありませんが、ひとつお願いをいたします。

まず、87ページの一番下にあります更生保護女性会、どのような団体で行政としてはどのようにかかわってみえるのか、教えてください。

それから次の89ページ、下ほどにあります報償金のところに高齢者サービス調整会議、これは昨年会議8回分、66万1,000円を計上しておりますが、21年度は6回の49万6,000円になっております。どのような理由で会議を減らされたのか、お尋ねをいたします。

次、91ページ、高齢者公の施設利用助成金210万円、さらに次のページの真ん中辺に、障がい者公の施設利用助成金30万円が計上されております。これは、去年は両方一緒に141万1,000円の計上になっております。倍とまではいきませんが、100万余にわたり増額になっております。いかなる理由かお伺いします。

それから95ページ、真ん中の辺にあります扶助費22番の自立支援医療給付費、これが去年は

2,935万8,000円でした。これが2,000万ということで、これも1,000万近く、935万減額されております。いかなる理由か教えてください。

次は99ページ、扶助費、精神障がい者医療費扶助費、これは昨年は4,697万5,000円が1,122万9,000円と、大幅な減額になっております。その理由をお伺いします。

それから111ページ、保育園費の職員給与のところでございますが、ことしは一般職で41人、それから臨時保育士で45人で86名が計上されております。昨年は一般職で45人、臨時保育士で35人ということで、80人ございました。それが86人、これはちょっと上がった見方かもしれませんが、一般職を4人減らしたことによって臨時が10人も雇用できるのかなあというふうに見ちゃうわけですけど、その辺のところの御説明をお願いいたします。

それから、125ページの衛生費の中の予防費はよろしいですね。ここで、がん検診の委託料が、ほとんどの検診料が減額になっております。合わせて94万7,000円の減額ですが、これは検査項目を減らしたとか、そういうことではないと思いますけど、その辺のところをお伺いします。以上です。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 福祉課分、こども課分を順次御説明させていただきます。

まず、87ページの一番下にあります更生保護女性会、補助金として7万円出ておりますが、どんな団体でどんな活動をということであります。これは、例年区長さんにもお願いをしまして、各地区でメンバーを出してくださいというようなことで、地区にもお願いをしているような団体でありまして、もう一つわかりやすいのが、保護司という職業があります。保護司の方につきましては、直接的に刑期を終えられた人で、保護観察が要するという人に対して地区割で具体的に相談相手になったり、保護観察をしたりということがあるんですけども、更生保護女性会については、直接そういう仕事はしていません。逆に、もう一步下がって、ちょっと広い分野でお手伝いをしておると。例えばですけども、名古屋にある施設に材料となべを持って行って、カレーをつくって慰問に行くというようなこともやってみえます。ことしで大口町の女性保護団体については10年ということで、今活躍をしております。人数については60人ほど見えて活動してみえるという団体でございます。地区からも何分かの負担金が出て、町からは全体で7万円という補助を出しております。

続きまして、89ページの高齢者サービス調整会議、昨年と比べて回数が減っておるという御質問でございます。高齢者サービス調整会議につきましては、医者を筆頭に会議を開いております。平成20年度は、ちょうど高齢者の介護保険も含めた計画の策定をしておりました。22年から3年間ということで、介護保険にもかかわっておりますけれども、その会議が計画の

策定をするために多く会議を開いていただいたということで、ことしについては例年に戻る分と、それからグループホームを予定しておるということで、そのグループホームの打ち合わせもございますので、6回という予定を平成21年度はしてございます。ですので、計画策定が終わったというのが減った原因だということでもあります。

続きまして、91ページ、93ページにかかわる御質問であります。

公の施設利用助成金ということでもあります。今年度は、障害と高齢者、あわせて予算化をしております。今回、組織改編によりまして、障害については福祉こども課、高齢者につきましては、健康生きがい課ということで課が分かれるということもございまして、人数もそのように割り振りをしました。これは、もともと何かといいますと、健康文化センター5階のトレーニングセンターがございます。トレーニングセンターに行ってみえる方で、高齢者、それから障害者につきましては、使用料無料ということでしております。簡単にいうと無料なのですが、そうではなくて、障害を持ってみえる方、それから老人につきましては、こちらの方で助成をして使用をしていただくということで、指定管理者にかわったタイミングで、町の方が福祉施策として助成をしたという経過がございます。金額の大小につきましては、昨年度当初ということで予算を組みましたが、利用者が結構多いということもあって、今年度はふえているということでもあります。

それから、95ページのちょうど中段にあります扶助費の2番目、22番の自立支援医療給付費、昨年が2,935万8,000円で、今年度は2,000万ちょうどというものでございます。これは、補正予算のときにも若干御説明をさせていただきました。心臓の手術をすると、1人頭1回500万という数字がございます。500万円を例えば年間通じて4人分組んでおいて、決算のときにまた減らせばいいという論法があるでしょうし、当初のときから少し少な目といいますか、現状に合った金額を当初予算として上げる。これは組み方の問題もあるんですけども、精査を重ねた結果、今年度当初予算は2,000万ということにさせていただいております。

それから111ページ、保育園の人数の話です。先ほど、園児数を事細かに御説明を申し上げました。正職員につきましては、当初予算の表記上、昨年度が45人、今年度が41人、それから臨時職員につきましては昨年度が35人で、今年度が45人、調理員は前年が9人、今年度が10人、栄養士につきましては昨年同様1名ということで、予算上、計上をしております。本年度退職につきまして、じゃあ4人減るかという、そういうわけではありません。あくまでも当初予算の編成ということで、御理解がいただきたいと思います。臨時保育士につきましても、先ほど申し上げたとおり、3月現在では37名というふうに予定をしております。ですので、4月1日、ふたをあけた状態で、1人や2人また異動する可能性もありますけれども、臨時が10人ふえて、正職が4人減ったから、4人分を10人で補ったというものではないという御理解だけい

ただきたいというふうに思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 99ページの精神障がい者医療費助成事業の中の精神障がい者医療費扶助費が昨年度と比べて大幅に減っておるといった種の御質問でございました。これにつきましては、特に制度上の変更はございませんけど、21年度の予算編成における20年度の実績、こういったことを加味して計上した結果であるというふうに理解しております。

議長（吉田正輝君） 健康課長。

健康課長（吉田治則君） 125ページのがん検診の減額という内容でございますけれども、がん検診そのものの内容につきましては変更ありません。さきの議案のときにもお話をさせていただきまして、20年4月から医療制度改革がございまして、その中で保険者に特定健診、保健指導が義務づけられたところによりまして、多少の減があったかなというふうに考えております。いずれにしましても、死因原因のトップでありますがん、その怖さとか早期発見、そういう啓発に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 更生保護女性会ですが、町の方が7万円の補助、それから社協が1万円の補助が出ておりましたね。私はここでお願いというか、言いたいのは、行政区から2万円から多いところは3万円ですね。余野が3万円、外坪とさつき、垣田が2万円、あとは2万5,000円出ております。今お話聞きますと、目的は崇高なものだと思います。本当にボランティア的に皆さんはやっておられますので、行政区がさらにこれを出すというんじゃなくて、町の方で全額負担していただきたいというふうに思うわけです。再度、御答弁をお願いいたします。

それから、保育士さんの定数というのは何人なんですか。一般職の41名計上してありますよね。この中に保育士さんは入っておりますよね。定数というがあると思うんですが、それは何名か。その2点だけお伺いします。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） それでは、丹羽議員から再質問いただきました。2点ほどお答えをさせていただきます。

更生保護女性会、私も承知をしておりますとおり、区からも温かい気持ちをいただいてみえるというふうに私も認識をしております。今、御質問の中でその分を全額町でというお話です。丹羽議員も言われたとおり、本当に崇高な目的で、崇高なことをやってみえるというふうに認

識をしております。区の方でもそれだけのことがあって、区の方からも出ている。もちろん冒頭申し上げたように、区長さんらにも人選をお願いするという部分もあります。これがいいかどうかということは別の話なのかもしれませんが、あくまでもこういう崇高なことをやってみえるということで、区の方からの助成ということで、全額を今すぐ町の方からということ、今の段階では考えておりませんので、よろしく御協力をいただきたいと思います。

それから、保育士41名、定員があるかというお話ですけれども、保育士の定員はございません。保育園の園児の定数、これは建物の大きさ等もありますので、それぞれあって、オールトータルで660名ということでありましてけれども、あるとすれば保育士の全体の人事管理としての定数条例はありますので、そこの中のオールトータルとしてはありますけれども、保育士が何人以上はだめ、何人以下はいいという話はありませんので、よろしく願います。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) まず87ページ、役務費で、成年後見制度町長申立ということで12万3,000円計上してございます。今までどんな事例があったのか、またこういうことがこれから多く予想されるというふうに思うんですけれども、どんな状況なのか御説明ください。

それから、91ページの大口町コミュニティー・ワークセンターに対する補助金が1,707万2,000円計上してございます。このワークセンターの運営状況、なかなか厳しいように聞いているところでありますけれども、どのような状況なのか御説明いただきたいと思います。

それから、99ページの扶助費で精神障がい者医療費の扶助費、丹羽議員からも質問がありましたけれども、精神障害にかかわる医療費についての扶助はあるわけですが、その他の疾病についての扶助はないですね、精神障害にかかわる通院と入院だけで。同じ障害者であって、精神障害者の皆さんで障害年金を受けて働くこともできないというような皆さんを私は知っておりますけれども、そういう皆さんでありますので、他の疾病についても扶助することができないのかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、105ページの児童福祉総務費、母子通園事業、臨時職員2人の賃金が計上してございます。260万円でありますので、かなりの長時間勤務だというふうに思うんですが、今の母子通園事業に通われておられる園児はどれほどで、西保育園でやっておられると思うんですけれども、正職員をつけないで、臨時職員だけで対応させているというような対応で、能力にもよるかもわかりませんが、いいのかなあという気がいたしますけれども、問題はないのでしょうか。

それから、107ページの児童センター運営事業で、雇人料、臨時職員6人分が計上してありますが、児童センターの実際の運営にかかわる職員は、ここに児童館長がおられますけれども、

児童館長も南の児童センターにおられて運営にかかわっておられますけれども、その人件費等はここに組み込まれていないのはなぜなのでしょう。どこに組み込まれているのでしょうか。

それから保育園費で、私一般質問しますのでいらんことは言いませんが、111ページ、0歳児嘱託医とありますね。ゼロ歳児保育をやる場合には、他の自治体の状況を聞きますと、嘱託医はもちろんですけれども、看護師を配置するというを常としているというふうに岩倉などでは聞いておるわけですが、大口町では2園ゼロ歳児保育をやっておりますけれども、看護師の配置がなくていいのでしょうか。義務じゃなくて、別にいいんだということなのかどうなのか。国としては、きちんと配置した方がいいよということになっておるのかどうか、そこら辺よろしくをお願いします。以上です。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、87ページの成年後見人の関係です。当初予算としては、昨年度からこの金額を組ませていただいております。本年度はまだ使用はしておりません。ただ、私が課として知る限りでは、一度相談に見えて、私自身も相談に乗ったということがございます。この成年後見人制度につきましては、程度が3段階、本人の判断能力が不十分という程度でおさまっているのか、特に不十分だという方なのか、全くないという方なのかによって、その支援の方法が違ってきます。まず、不十分だという方については、補助人という方をつける。それから、特に不十分という方には保佐人という方、それから全くないという方については成年後見人をつけるよというのが制度としてございます。いずれにしてもその判断は、最終的には家庭裁判所が医師の診断書をつけて、それで判断をするということになります。たまたま相談を受けたのは、そのレベルではなくて、結果としてはそれ以前の問題として相談が終わったということがございます。まだ、今のところここまでのものがないというような状況であります。

それから、コミュニティー・ワークセンターの御質問をいただきました。91ページです。

予算的には、昨年度に比べると減っておりますが、内容について、厳しい時代だかということとあります。途中の質問でも少しあったんですけれども、制度自体が派遣云々ということが変わるといようなこともあるのと、それから、今完全に不況だということで、日本全国、世界的にもあります。ところが、半年ぐらい前は逆に愛知県だけが潤っていた、愛知県だけが元気だといようなこともありました。そういうところでは、かえって民間企業に普通に仕事があったということで、コミュニティー・ワークセンター自体もPRもしてみえるんですけれども、なかなか会員がふえなくて、どちらかというとも会員が減ってといような状況でした。いずれにしても、PR不足というのを当のワークセンターあたりも思ってみえます。私なんか、口頭では結局どんな人がどんなことをやってほしいのかということがわからずに、ただ単にP

Rしてもだめだよというようなことで、アンケートをお勧めしたというような経過もあるんですけども、数字的な話で申し上げますと、平成20年の2月分と平成21年の2月分が手元に資料があるんですけども、平成20年の2月分としては、契約金額が7,800万、それが、平成21年の2月分としては6,800万ということで、1,000万ほど落ち込んでおります。それもこれも、今申し上げたようなのが原因なのかなあということで思っておりますので、町の方もバックアップをするとともに、センター自体も自助努力をして頑張ってもらいたいというところがございます。

それから、105ページの母子通園、臨時職員2人だけでいいのかという御質問だったかに思います。

正職員も専属で1人配置してございます。予算としては、3.2.1の児童福祉の総務費の方にこども課の中に予算化がしてございます。一般職7人という中に保育士として1人含んでおりますので、臨時だけで運営をしているわけではないということでもあります。

実際に、きょう現在何人来てみえるかというのは、毎日来るかどうかというのもあります。週に3回ほど通うということもありますので、予算で説明をしたとおり、おおむね11人だというふうに御理解がいただきたいというふうに思います。

それから、111ページになります。

111ページの下から2段目の0歳児嘱託医ということで、岩倉では看護師をつけてやっているが、大口町はどうだと。法律的に問題はないのかという御質問だったと思います。人数によって必要であるなしということで、大口町の場合は、今のところ2園で実施をしておりますが、人数的にカバーができておるので、看護師は要らないということですので、御理解がいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 児童館長。

児童館長（稲垣朝子君） それでは、児童センターの職員について御質問いただきました。

107ページの児童センター臨時職員が6名で、正職はどこにあるのかということですが、これも103ページの児童福祉総務費の中の一般職7名の中にセンターの職員、各センター1名ずつ正職が配置されております。その3名がこの中に入っておりますので、お願いします。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 99ページの精神障がい者医療助成事業の関係で御質問いただきました。

福祉医療としての精神障害者医療については、精神疾患のみであるけれどもというような御指摘の御質問であったと思います。確かに、今大口町が行っておりますのは精神疾患のみを対象にした通院・入院だけでございます。これも県のお話を聞きますと、精神疾患については治

癒するというお話でございますけど、実際に現況を見ておりますと、具体的には調査をしないといかんわけでございますが、なかなか治癒が難しいといったこともございますので、今後の一つの方向として、ほかの疾患、例えば風邪を引いた、そういったあらゆる疾病についても少し検討をする必要があるというふうには考えております。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 精神障害者の対応を求めてきまして、大口町では精神病の専門職を雇っていただいたりしておりますけれども、見ていますと、ほかの仕事をわんさと抱えていて、障害者対策に専念できる様子ではとてないと。いろいろと県の方も事業を縮小したりして、精神障害者に対するデイケア事業なんかも縮小されたりして、行きにくくなっているというような声も町内の精神障害者から聞きます。布袋の保健センターとか、古知野の町まで行かなくても、大口町で家族なども含めた、お茶を飲みながら懇談する場所でもいいものだから、そういう場所でお互いの悩みや生活の実態などを交流できるような場所をぜひつくってくれという声も以前からありますので、ぜひそうしたことで、現在の社会状況は非常に複雑で、こうしたメンタルヘルスについての施策を充実しなきゃいけないということが叫ばれておる時代ですので、ぜひ力を入れていただきたいということを御要望申し上げておきます。それだけにします。以上です。

議長(吉田正輝君) 以上で、款3.民生費及び款4.衛生費、目3.母子保健費までの質疑を終了いたします。

散会の宣告

議長(吉田正輝君) 質疑の途中ですが、本日の日程はこれをもって終了いたします。

引き続き、明日10日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 4時53分)

